

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 9 日)
(第 18 号)

第 18 号
6 月 9 日

令和3年

三重県議会定例会会議録

第18号

○令和3年6月9日（水曜日）

議事日程（第18号）

令和3年6月9日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第104号及び議案第105号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第104号及び議案第105号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	川口	円
2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山本	佐知子
8	番	山崎	博

9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正 夫
18	番	野 村	保 道
19	番	山 内	里 香
20	番	山 本	稔 尚
21	番	稻 森	初 男
22	番	濱 井	真 治
23	番	森 野	衛 野
24	番	津 村	熊 三
25	番	杉 本	宜 昭
26	番	藤 田	昭 成
27	番	稻 垣	成 正
28	番	石 田	富 人
29	番	小 林	富 男
30	番	服 部	林 聡
31	番	村 林	川 栄
32	番	谷 川	孝 豊
33	番	東	隆 尚
34	番	長 田	英 介
35	番	奥 野	智 広
36	番	今 井	

37	番	北川裕之
38	番	日沖正信
39	番	舟橋裕幸
40	番	三谷哲央
41	番	中村進一
43	番	津田健児
44	番	中嶋年規
45	番	青木謙順
46	番	中森博文
47	番	前野和美
48	番	山本教和
49	番	西場信行
50	番	中川正美
51	番	舘直人
(42)	番	欠番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂三雅人
書記（事務局次長）	畑中一宝
書記（議事課長）	前川幸則
書記（企画法務課長）	小野明子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐竹 宴
書記（議事課班長）	平井利幸
書記（議事課主幹兼係長）	林 良充

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	廣田恵子

副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田 中 淳 一
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員長	川 端 郁 子
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅

代表監査委員	伊藤 隆
監査委員事務局長	紀平 益美
人事委員会委員長	竹川 博子
人事委員会事務局長	山川 晴久
選挙管理委員会委員長	中西 正洋
労働委員会事務局長	中西 秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る6月7日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第104号及び議案第105号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
104	令和3年度三重県一般会計補正予算（第4号）
105	令和3年度三重県一般会計補正予算（第5号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年6月7日

三重県議会議長 青木 謙順 様

予算決算常任委員長 石田 成生

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。51番 館 直人議員。

〔51番 館 直人議員登壇・拍手〕

○51番（館 直人） 改めまして、おはようございます。

三重郡選挙区より選出いただいております、会派、草莽の館でございます。

一般質問の初日の1番というのは初めてでございます、2日目、3日目には1番というのはありましたけれども、トップバッターということでそんなに緊張はしていないんですけれども、うまくいかなど、それを心配しているところでございます。

これまで知事と質問させていただくスポーツについて、今日もやらせていただこうと思いますけれども、前、三重県スポーツ協会さんのイベントがあったときに中嶋議員が、私を紹介するのに、もう議員になってからずーっとスポーツばかり質問しておる、そんなことありませんね、鈴木知事になられてからは、毎回このスポーツの関係でやらせていただいたと思いますし、それはこの三重とこわか国体・三重とこわか大会を目指しての、そんな議論やったかなど、このように思います。

今日は国体を迎えるに当たって、そして、国体後のこれからの県政の中のスポーツはどうなんだということに、二つに大きく分けて質問させていただきたいと思います。ということで、議長、お許しをいただいて、ただいまからやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大きく一つ目が、みえのスポーツイヤーの集大成、その中でもういよいよ間近に迫ってまいりました、この三重とこわか国体・三重とこわか大会への開催に向けた知事の思いと決意ということについて質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、今年はいよいよと、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催の年となったところであります。この会期については、三重とこわか国体は9月25日に開会をして、10月5日までの11日間。また、三重とこわか大会はどうかというと、10月23日に開会して25日までの3日間という会期であります。

また、三重とこわか国体の総合開会式まではというのとあと108日、また、9月4日から実施をされます会期前競技開始まではあと87日と迫ってきているところであります。

どうにかうまく開催ができればと思いますけれども、しかしながら、ここにきて大変気になることが私には2点あるんですけれども、その1点は、皆さんもそうだと思いますが、新型コロナウイルス感染症がどのような状況になっているかな、このことであります。ただ、これは今後の感染状況、ちょっと今県としては下がってきているかなというイメージはありますけれども、この早期の収束を願うばかりであります。

そして、もう一つは、東京2020オリンピックとパラリンピックが予定どおりに開催されるのか、それとも延期になるのか、いやいや、中止になるのかということであります。なぜならば、この後に開催をするこの国体、また大会に、大きな影響があるんだろうと思うからであります。

そこで、オリンピックに関する現下の状況等、考察したいと思います。多少長くなりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず、オリンピックの開催に関する各種のアンケート結果が出ているところでありますけれども、これまでは国民の方80%、8割の方が延期、中止の意向であったが、直近の結果によると、それも5割未満になってきている、このような状況が一つあること。

また、このような中で、今、聖火リレーが実施はされているところであり

ますけれども、この聖火リレーの目的というのは、平和や友愛などオリンピックの理想を体現し、大会への関心を高めることとありますが、しかしながら、予定をされていた聖火ランナーの辞退ということもありましたし、規模の縮小、また、無観客での開催や式典のみの開催、そして、中止されたところもあるというのが現状であります。

それとともに、具体的な感染防止策が示されず、もう全てが自治体任せになっていたこと、そして負担額の高騰などなど、多くの自治体の方々が安全・安心なリレーの実施に困惑と批判をされる、そんな声もあるというところであります。

このような中、三重県においては、県民の皆さんの御協力の下に、4月7日、8日に無事に実施されました。その聖火リレーを終えられて、知事のコメントが新聞で掲載がされておりましたけれども、大きく問題は2点かなというふうに思います。

その一つは、大音量の演出等に、新型コロナウイルスの安全対策で県民に協力をしてもらっている中、本当に適切だったのかという点、また、もう一つは、主催者側から三重とこわか国体のPRバッジ、とこまるバッジ、これだと思わなくても、このバッジを外すことを求められたということで、もう少し地域の声を聞いてもらう余裕があってもいいのではないかという不満と書いてありましたけれども、そのようなコメントをされたということでもあります。まさに、私も知事のおっしゃるとおりだなと、もっともっと配慮されるべきだろうというふうに思っております。

また、東京2020オリンピックの開催、このことについて、IOC国際オリンピック委員会でありますけれども、そこらと、また関係者の方々の発言がありますけれども、オリンピック開催は可能とか、開催を実現するため我々は犠牲を払わなければならないとか、緊急事態宣言下でも開催をする、アルマゲドンでもない限り実施する、また、選手が新型コロナウイルスや猛暑での死亡は自己責任で、同意書を義務づけるなどなどの発言がございましたけれども、それぞれの発言者がその後、それぞれの発言の意図を説明はしてお

りましたけど、日本国民の感情であったり、想いを軽視する配慮に欠ける発言として批判を受け、現在もその波紋が広がっているところでもあります。

また、アメリカを見てみますと、国務省は渡航警戒レベル、これを5月24日でありましたけれども、最も厳しい渡航禁止・退避勧告、このような勧告が出されたところでもあります、その理由は何かといえ、日本でのこの新型コロナウイルスの感染状況を見てということでありました。

ならば、日本国内はどうかといいますと、菅総理においては、ワクチンの接種、これは安心の確保で、このことによって国民の雰囲気が変わるだろうと、このような発言もされたわけでもあります。

そして、もう一つは、開催するならば、これまでは3密というのはありましたけど、今度は3徹、これを徹底することだということがありました。その一つは何かといえ、来訪者人数の削減の徹底、二つ目が行動管理と健康管理の徹底、そして、三つ目が医療体制の見直しと整備の徹底、この3徹を行っていくならば開催できるんだろうというような趣旨であろうと思います。

そして、もう一つは、無観客か有観客かというところでもありますけれども、これについてもPCR検査等の陰性証明書、また、ワクチン接種証明書を提示するということによって有観客でしようという流れかな、このように思うところでもあります。

しかし、これらに対して政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会、尾身会長においては、もし東京2020オリンピックをやるのであれば、規模をなるべく縮小化し、管理体制を強化する、今の状況でオリンピックをやることは普通はない、感染拡大のリスクを高めることをやるのは一般市民に理解できにくいことではないか、そして、分科会としての意見も発表しようというような発言があるようであります。

そして、オリンピックの大きな問題は赤字の補填、中止になった場合、これは入場料金の関係で大きな減額が出ることによるところでもありますけれども、これは政府、東京都、そして大会組織委員会、IOCで協議がされるんだろうという流れになっております。

しかし、一番大事なのは選手の想いかなど、このように思います。この大会はアスリートファーストの大会ということで取り組むわけではありますが、選手の中の声、それは一つは、国民とアスリートが同じ気持ちでなければオリンピックはできないと思う、しかし、どうにかできるやり方は必ずあるはず、どうかできないとは思わないでほしいというのは一つ、異例の延期を経て、平和の祭典、夢の舞台であるオリンピックがようやく自国で開催される今年は特別な年なんだ、そして年が明けて3度目の緊急事態宣言が出ると、大会への眼差しは一層厳しくなったなどなどの苦悩の選手の声があるわけがあります。

国民からはどうかということ、昨年3月に東京2020オリンピック・パラリンピックの延期が決まっても、選手たちは1年後を目指し鍛錬を重ねてきている。そして、200を超える国、地域に中継される数十億人が視聴するスポーツの祭典であること、そして、選手たちの心情は察するに余りあるが、開催はなし、中止、延期と考えるのが正常な判断、そして、もう一つは、多くの人が入国して感染が拡大し、命の危機にさらされる恐怖が大きい、このような声があるわけがあります。

声は声としてこのような思いがされているということ、これを、またもう一つ考え方を変わると、三重とこわか国体、また三重とこわか大会に対する想いもある、だからこの声も生かしながら、しっかりと国体・大会をしなければならぬ、そんな思いにもなるところであります。

東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されますと、日本国民や国は盛り上がり、大きな経済効果や開催効果も見込まれる期待が大きいところでもあります。しかし、国内はお祭り騒ぎになって浮かれることは確実で、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されるとも言われております。

しかしながら、いずれにしても、三重とこわか国体と三重とこわか大会の開催には県民と国民の命と健康を守ることができて、そして、新型コロナウイルスが収束している、収束の方向に向かっていることが最低条件となるのではないかな、このように思います。そうして、東京2020オリンピック・パ

ラリンピックの盛り上がったこの機運が、国体と大会への好材料、好影響となることを期待し、望むばかりであります。

ならば、そのような中、三重県といたらどうかということを上申されると、知事におかれては、昭和50年に開催されましたあの第30回三重国体から46年ぶり、2回目となる国体の開催の実現を目指されて、知事就任以来と、このように申し上げても過言ではないほど、国体の開催の内々定を受けるその前々から今日まで、まさに先頭に立たれて三重とこわか国体と三重とこわか大会の開催に向けた諸準備などなどに、関係者一致結束の下、準備委員会であったり、また、実行委員会の設立、それとともに県内各市町での開催競技の決定、三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場の改修をはじめとした関係諸施設の整備、また、その推進、並びに天皇杯、皇后杯獲得のため競技力向上の方策として、指導者の養成やジュニア選手の発掘、育成、そしてトップアスリートの県内定着に向けた取組、医療機関、学校関係者皆さんの御協力をいただき中、両大会を支えていただく3000人を超えるボランティアの皆さん、目標を上回る、これは4月30日現在ということですが、約5億8000万円の募金、県内全域でのとこわか運動の展開などなど、陣頭指揮を執られてここまで取り組んでいただいている、このように私は認識をしております。

ただ、一方、未来のウイルスとも称されます新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、この大会は、安全・安心な大会運営ということ、もう一度、選手ファーストということ、そして、両大会の新たな価値の創造など、三重とこわか国体と三重とこわか大会に全般にわたるその事業計画等の見直しを強いられたものの、国体初、大会史上初となるオンライン式典の実施であったり、また、新型コロナウイルス感染症防止対策などなどに取り組んでもいただいているところであります。

しかし、懸念される課題も残されております。新型コロナウイルスの影響でありますけれども、その懸念というのは、県民誰もが気軽にできるデモンストレーションスポーツの中止、また、開催見合せということがありました。

それとともに競技別リハーサル大会運営費補助金、これを新しく創設をし、予定をしていた両大会のリハーサル大会が中止となった競技、大会もあるほどであります。

それとともに、競技会場地市町からも無観客開催の表明をされたことへのその対応などなど残されている課題、問題もあるなど、このようにも認識しております。

しかしながら、このような中、今月の2日でありましたけれども、県として、現時点では両大会を開催する方針と、このようにもしっかりと公表もいただいたところであります。

ちょっと質問、長くなりましたけれども、ここからです。そこで、三重とこわか国体の競技開始まであと87日と、まさにいよいよ間近に迫ってまいりました三重とこわか国体と三重とこわか大会について、知事の熱い想いやお考え、そして開催に向けた強い決意をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） いよいよ間近に迫った三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けての改めて私の想いということで、答弁させていただきます。

実は、ちょうど1年前の6月10日、舘議員から鹿児島国体延期の可能性と、これに伴う影響と対応について御質問をいただきました。その中で、私は、鹿児島国体の関係者の皆さんが置かれた厳しい状況と立場に、心からのお見舞いの気持ちを申し上げました。

1年後の今、私たちもまた同様に、この厳しい状況の下でどのように準備を進めていくことが県民の皆さんの理解につながるか、日々、様々に思いを巡らせているところです。

東京2020大会の開催まで50日を切る状況となった今もなお、東京2020大会に向けた国民の意見は分かれており、国においては、国民の様々な受け止め方に、きめ細かく対応していかれることを願っています。

私たちもまた、三重とこわか国体・三重とこわか大会において、同様の不

安や疑問を持たれる県民の皆さんにきちんと向き合い、皆さんが安心できる感染防止対策をしっかりとお示しし、丁寧に伝えていきたいと考えています。

改めて申し上げますが、先ほど館議員もおっしゃっていただきましたけれども、私たちは両大会の準備を約10年の長きにわたって進めてまいりました。この間、私たちは準備委員会を通じて、市町、競技団体、学校、企業、医療、消防、警察、交通、宿泊などの事業者の皆さんに、令和3年の開催を目指して幅広く協力を求め、この要請に皆さんが快く応じてくださいました。そして、三重の総力を挙げて両大会を成功させようとの想いを一つにして歩んできました。

また、両大会の準備に向けては、これまで両大会のスローガンやキャラクターの制作、名前つけ、炬火トーチのデザインなど、両大会にまつわる様々な取組の過程において、できる限り県民の皆さんの参画を求め、これに応じて、それぞれ過去の開催県にはないほど、多くの皆さんからの提案や応募をいただいていたところでもあります。

さらに、両大会を単にスポーツに関わる人々のものにとどめることなく、文化、芸術を志す子どもたちの夢をかなえる舞台としても活用することとし、式典演技の子役を公募したところ、80名を超える三重の子どもたちがそれぞれの夢を目指して応募してくれました。

そして、何より私たちは、地元で頑張っている少年や成年選手の強化を支援し続け、また、県外の少年や成年選手にも三重に根を下ろして活躍することで、自らの夢を実現させてはどうかと声をかけ、これに応じ、自らの人生をかけて三重にやってきた選手を含め、1000名を超える三重県の選手団と共に大会に臨もうとしています。

様々な人々が両大会に夢をはせ、期待を寄せ、また、人生をかけています。私たちは、両大会に関わるこうした方々の想いを大切にし、何とか彼らの想いに応えていきたいと思っています。

新型コロナウイルス感染症は依然として衰えることなく、非常に深刻な事態が続いています。スポーツイベントに向けられた厳しい受け止め方も簡単

に解けるものではないと思います。新型コロナウイルス感染症は人の命に係わる大きな脅威です。安全や安心な両大会に向け、日々、感染状況等を注視しつつ、万全な対策を講じていかねばなりません。

私たちはこうしたことを踏まえ、かねてから、例えば、どのような状況になれば開催の可否そのものを検討するのかといった、開催可否検討のための基本的な考え方を定めており、これに基づき、現時点では開催は可能であると考えています。

私たちは両大会の成功を願い、心から開催を待ち望む人々の気持ちと同様に、両大会の開催に不安を感じ、複雑な思いを抱えながら準備の様子を見守る人々の気持ちにも寄り添い、節目節目における準備状況を丁寧に説明するなど、不安の軽減や疑問の解消に努め、一人でも多くの方々に両大会の開催に向けた御理解をいただけるよう努力していきます。

闘病生活の末に奇跡的な復帰を果たし、東京2020大会代表となった池江璃花子選手や、10回目の挑戦で悲願であったマスターズを制した松山英樹選手の活躍の姿、夢をつかみ取った姿に日本中の皆さんが感動し、勇気づけられました。この感動こそがスポーツの力強さであると私は思います。

両大会では日本のトップアスリートがここ三重に集い、私たちが準備する最高の舞台で最高のパフォーマンスを見せてくれるはずです。県民の皆さんには、自らの限界に挑み、頑張る選手の姿に自らを重ね合わせていただくことで、コロナ禍にあっても希望を失わず、明るい未来を信じ、力強く前を向いて歩いていってほしいと願っています。

そのためにも、今後、いかなる状況の変化にも対応し、全ての県民の皆さんに安心して準備の様子を見守っていただけるよう、万全の態勢で取り組んでまいりますので、引き続き御支援、御協力をいただきますようお願いいたします。

〔51番 館 直人議員登壇〕

○51番（館 直人） 力強くその決意を述べていただいた、このように思います。

今回やろうとする三重とこわか国体・三重とこわか大会、これまでにない特別な国体となってしまった。それは新型コロナウイルスの影響があって、県民、国民はもちろんですけれども、命と健康を守る、そんな大会になってきたということであります。

それは、これまで多くの方が御苦勞をかけてここまで積み重ねてきた、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けてのその力というのを発揮する集大成の年なんだと感じております。国民の命と健康を守ること、それはスポーツを通じてという大きな意義がある大会になることを願っておきたいと思っております。

そして、1点だけ、この私が気づいたことは、当然、知事はもう御承知のとおりだと思いますけれども、東京2020オリンピック・パラリンピック大会組織委員会のほうから、このオリンピックに関係するいろいろな方にPCR検査等々をしたらどうかというような話があるようにあります。

私も、その前からこのオリンピックを開催するのであれば、多くの方々が御協力いただき、ボランティアの方も含めてですけれども、そういうふうなことも一つしっかりとしておけば、安全・安心、その大きなきっかけになって、大きな御理解もいただきながら前へ進むのかな、こんな思いがしたところであります。

これはここだけのお話では済まないこともありますので、そんなことも含めていただきながら、大会の成功に向けて共に頑張っていきたいなど、そんな思いがします。よろしくお願ひしたいと思っております。

二つ目でありましてけれども、オール三重による県民力の結集ということでもあります。県民力の結集ということは、県の施策や方策等の周知徹底を図って、機運の醸成を重ねながら、深い理解・賛同をいただき、そして協力を得て、県民の皆さんと共にその目的の達成を目指して結束・協働することだと思っております。このことこそが両大会の成功につながる重要なことでもあると思っております。殊に、このことによります機運の醸成については、独りよがりには陥ることなく、丁寧な説明と適切な情報発信が肝要である、このように思

います。

機運の醸成といえば、リハーサル大会のメダルでありますけれども、このメダルは13歳、くわな特別支援学校中学部1年生の工藤香菜さんの力作、デザインによるメダルでありました。ああ、よかったなと思っていたのですが、しかしながら、リハーサル大会が中止となった大会も多くあって、全ての競技にそのメダルが活用がされなかったこと、本当に申し訳なくというか、残念だなという思いでいっぱいなのであります。

ということもありながらも、昨年の一般質問において、広報の取組をはじめとする機運醸成のその方策・対策について議論をさせていただいたところでもあります。

その中で、これまでの取組によって一定の成果の出ているという答弁をいただきました。私もそうだなというふうに思っておりましたが、しかしながら、先月の第10回みえ県民意識調査、(実物を示す)この調査の集計結果と報告書を見ても、問2のその9に政策分野が、「三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功とレガシーを生かしたスポーツの推進において」というところがあって、スポーツをしたり、みたり、支えたりする環境や機会が整っていると感じていますかという設問があります。これに、これまでは微増ではありましたが向上きのぐっと数字が上がってきて、しかしながら今回の調査を見るとそれが微減になって、いっても42.4パーセント、今まで高かったときも43.9パーセントということですので、そんなに変わらないという思いもあるかも分かりませんが、現実、下がっていることがあるわけでもあります。このことが国体と大会に直結するとは思いませんけれども、しかしながら、こんな流れがあることは事実であります。

そこで、辻局長にお伺いをいたしますけれども、開催間近となった今、ここでもう一度、抜本的な取組をなんてその時間的なことのないのにそんなことを申し上げるつもりはありませんけれども、今、このときだからこそ、いま一度、取組方針等を一回検証していただいて、まずは県民の皆さんの不安の解消と、そして、両大会への一層の機運醸成と県民力の結集に向けた適

切で効果的な取組の展開、絶対に必要である、欠くことのできないことであるというふうに考えますが、いかがお考えなのかお伺いいたします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 議員から御質問をいただきました、両大会の成功に向けて県民力の結集が絶対じゃないかと、また、機運醸成をどうしていくんだということについての御質問に対する答弁です。

両大会の成功に向けては、コロナ禍にあるからこそ、県民の皆さんの御理解と御協力、そして、運営全般にわたるお力添えをいただいて開催することが大切であると考えています。

このため、式典や競技会などの場面において、より多くの県民の皆さんに様々な関わりを持っていただこうと、これまで県では市町やスポーツチームと連携したPR活動、節目を生かしたイベントの実施、広報紙や映像による広報に取り組んできました。一方、県民の皆さんからも、自発的に両大会を盛り上げていただくようこわか運動を募集し、5月末時点で960件の取組が登録されています。

また、各種ボランティアもお願いしており、現在、運営ボランティアに延べ2838名、情報支援ボランティアに480名などなど、各種ボランティアに多くの方の御参加をいただいているところです。また、競技補助員につきましても、学校、保護者の皆さんの御理解をいただいて、高校生を中心に延べ約2万人の皆さんに参加をいただくことになりました。

さらに、先ほど議員からもありましたが、多くの企業、団体の皆さんには、個人も含め目標を上回る募金、企業協賛をいただいていますし、職域単位でのボランティアグループとなるとこわかサポーターズや、選手の就職支援においても多大なる御支援、御協力をいただいているところです。

このように、県民の皆さんには両大会のあらゆる場面に関わっていただき、文字どおり県民力の結集が着実に形となって表れていると思っておりますけれども、その姿を完成させる最後のピースと、部品となるのは、やはり県民

の皆さんが選手を温かく、心から応援して下さることにあると思います。

そのためには、一人でも多くの皆さんに両大会にける選手の思いを感じていただき、その思いに心から共感してもらえるような取組が必要だと感じています。

国体開催200日前に当たる3月9日から、とこまるツイッターアカウントで1日1選手紹介を実施しています。選手の思いを感じていただけるよう紹介しており、中には再生回数が1万回を超える選手も出ています。

また、4月からは三重テレビ放送において、両大会の出場が見込まれる選手を出演するコーナーを放送しています。選手の皆さんの生の声で、両大会にける思い、競技の見どころなどを伝えています。とりわけ、空手道の南本選手がスタジオで形を披露した放送がありましたが、これは視聴者からの反響が非常に大きかったと見えています。

人生をかけて両大会に臨む選手への応援へとつながるよう、今後も引き続き1日1選手紹介や放送番組を活用して、選手の思いや努力する姿を伝えていきます。

また、7月から8月にかけては、東京2020大会の開催でスポーツへの関心がひととき高まることから、発信力の高いイベントを開催するとともに、ユーチューブや実行委員会ホームページなど、ウェブ上のPRにも努めてまいります。

さらに、県民の皆さんの応援の声は、ツイッターによる応援ツイートやイベント会場でメッセージを書いていただくなどによって、全ての選手に届けてまいりたいと思います。

こうした取組を通じまして、大会開催までの間に県民の皆さんの中で応援しようという気持ちが高まり、応援したいという思いを形にして届けようという機運が醸成されていくよう努めてまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、従来のように多くの皆さんの大声を上げての応援、観戦ができないということは大変残念ではありますが、万全の対策を講じながら会場の準備を進めてまいりますので、ぜひ安心して

お越しいただきたいと思います。

また、会場にお越しいただけない皆さんには動画配信サービス国体チャンネルで観戦いただいて、ウェブ上ではありますが、応援いただきますようお願い申し上げます。

県民の皆さん一人ひとりの温かい応援の気持ちで、選手、そして両大会を盛り上げていただき、両大会の成功につなげていきたいと思いますので、引き続き御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔51番 舘 直人議員登壇〕

〇51番（舘 直人） 御答弁いただきました。

本当にいろいろな形の中で、いろいろなことを駆使しながらやっていただいていることを理解しました。

もう開催まであと108日であります。大会等々をPRするのに節目の100日前イベントとかいろいろありますよね。それが一番効果が上がる、県民の皆さんもそんな気持ちになってきていただいている、これまで積んできたことでもう一つの結集力が上がるというふうにも言われておりますので、効果を上げていただくこれからは勝負だと思います。引き続き頑張ってくださいと思います。

これで、一つ目の項を終わろうと思います。

ちょっとマスクを替えます。今まではとこまるが聖火を持っていたのでありますが、次は、（実物を示す）三重とこわか国体・三重とこわか大会が終わってからのこのマスクで質問に臨みたいと思いますので、よろしく願います。

二つ目でありますけれども、この国体・大会開催後のスポーツの振興と推進ということであります。

その一つは、両大会のレガシーを今後どのように生かしていくのということについて、質問させていただきます。

スポーツの振興と推進ということについては、一番初めにも申し上げましたけれども、知事とはこれまで10年間に及ぶ長きにわたって議論もさせてい

ただいて、幾度といろいろな提案もさせていただきましたし、これはどうだったという実態も把握をさせていただいたと思っております。

そして、今、私はもちろんでありますけれども、知事も、また多くの関係の皆さん方も、この三重とこわか国体・三重とこわか大会が日一日と近づいてくると、わくわくと心も高揚されているのではないかなと、推察をするところであります。

しかし、長引くこの新型コロナウイルスの影響で、また、これも知事をはじめ当局の皆さん、そして、各競技を開催いただく各市町の首長をはじめ、懸命に実務に携わっていただいている現場の職員の皆さんのその深い御理解と御協力、御尽力に心から敬意を表し、感謝を申し上げるところであります。ありがとうございます。

さて、知事もそうだと思いますけれども、私もこの三重とこわか国体と三重とこわか大会が安全で安心な希望の大会として開催されて、県民の皆さんの心に長くすばらしい経験として刻まれ、あわせて、天皇杯・皇后杯を見事に獲得し、両大会後の三重のスポーツの振興と推進にさらにギアが上って行って、県民の皆さんが健康で心豊かな暮らしを送れるとともに、ますます地域の連帯と友愛が深まって行って、地域の活性化と元気な地域づくりが推進される、そんな姿を描いてみえるのであらうと、私も描いているところであります。

そこで、知事にお伺いさせていただきたいと思いますが、スポーツの振興と推進について、両大会の開催後、当然、もう成功裏に終わると思っておりますけれども、この三重とこわか国体と三重とこわか大会の貴重な経験、また、その機運の醸成と盛り上がりといった、まさに、この国体と大会のレガシーをどのようにこれからの本県のスポーツ施策に生かしていこうとされているのか、お伺いいたします。よろしくをお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 両大会後、そのレガシーをスポーツ施策にどう生かしていくのかということについて、答弁いたします。

スポーツには様々な意義や価値があります。それは、心身の健康の保持増進のみならず、例えば克己心やフェアプレー精神の醸成、子どもの健全育成や人格形成、家族のつながりや人と人との交流によってもたらされる地域の一体感や活性化、産業・経済の発展など、多岐多様にわたることは本県のスポーツ推進条例などでもうたわれているところであります。

今後は、このようなスポーツの持つ価値をいかに地域の課題解決につなげ、人々の暮らしに幸福感をもたらしていけるのか、といった視点でスポーツ施策を捉えることが重要となります。

こういったスポーツの価値を具体的なスポーツ施策の中でどう引き出し、これをどう地域づくりに生かしていくのかに当たって、本県で開催される国体・全国障害者スポーツ大会は、様々な意味でスポーツの持つ価値を多くの人に感じてもらう絶好のチャンスになると考えています。

両大会で改めて認識されたスポーツの価値を、今後もレガシーとして活用し続けていくことで、地域におけるスポーツを通じた人づくり、まちづくりが大きく進展していくことが期待できます。

私がこれまでも申し述べてまいりましたが、両大会のレガシーは、施設整備、競技力、支える人づくり、この3点にあると考えています。

まず、施設整備については、両大会後も引き続き会場施設に国内トップレベルの競技会を誘致することにより、ハイレベルなプレーを間近で見る機会が増え、子どもたちの夢や希望につながります。

また、競技力については、両大会で活躍した選手の県内定着の取組を進めることにより、大会後も安定的な戦力の維持が図られるとともに、引退後は指導者を目指すなど、地域で長く活躍いただける好循環が生まれます。

さらに、支える人づくりでは、多くの皆さんにボランティアとして参画いただいたり、観戦、応援で盛り上げていただくことにより、同じ思いの仲間ができ、人と人との交流が生まれます。

これら三つのレガシーの中で、スポーツ施策を地域づくりにつなげていく上で、とりわけ着目していきたいのは人の力です。

両大会に関わった人たちが、世代を超えて共感したり、協力して何かをやり遂げていくような、人と人をつなぎ、拓げる力であります。会場で初めて出会った者同士が、頑張ったね、すごかったねといった劇的な瞬間を共有することで、かけがえのない興奮や感動、一体感といった価値が生まれます。そして、彼らがそれぞれの地元に戻った後、また、一緒に何かをやってみたい、できる自信があるといった思いをよみがえらせ、行動変容を促すことで、新たな交流やパートナーシップが生まれ、スポーツを通じた新しいまちづくりへの取組が始まります。

今後は、今、申し上げた人の力をうまく引き出し、例えば大規模大会やイベントの継続的な誘致により、にぎわいのあるまちづくりを進める市町や、両大会で活躍した選手が地域住民との交流を通して、地域の福祉や健康増進に寄与するといった福祉のまちづくりを志す市町が新たに生まれるなど、県内のより多くの市町が、両大会のレガシーを自らのまちづくりに生かしていくとする動きを進めていきたいと考えています。

このため、県としましては、市町が取り組む制度や仕組みづくりを支援し、コロナ禍のような困難に見舞われても、スポーツで県民の力が結集し、三重県らしい多様で持続可能な社会が実現されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔51番 館 直人議員登壇〕

○51番（館 直人） まさに言われるところだと思います。その知事のおっしゃった力、それが見事にスポーツの力、レガシー、いろいろありますけれども、それで地域づくりが進んでいく。それは県外の方が見てもそうだと思いますけれども、まず県民の皆さんがそれを実感いただいて、こんな形の中で県政がさらに元気になってきたな、強くなってきたな、そんなことが見えるような、施策の展開をお願いしたいと思います。

二つ目の質問は、次なる三重のスポーツの振興と推進についての具体策についてであります。

三重とこわか国体と三重とこわか大会の各種競技は、各市町で開催がされ

ます。その開催経験とともに、間近でその国内のトップレベルの競技スポーツに触れることができた、その感動を次へつないでいくということは本当に必要なことだろうと、こう思います。まさに、国体と大会後の次なる三重のスポーツの振興と推進も、オール三重で取り組んでいくことは必須であり、重要なことであります。

これまで、各市町では総合型地域スポーツクラブ、これを基軸にして、県民誰もがスポーツができるその環境づくりを推進しようと、その育成にも、また、積極的に力を注いでいただいているところであります。

そこで、辻局長にお伺いいたしますけれども、国体と大会の貴重な経験などを踏まえて、総合型地域スポーツクラブを基軸とした今後のスポーツ活動を、どのような観点でどのようにして反映させていこうというのか、お考えをお伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 両大会開催の貴重な経験を、総合型地域スポーツクラブの活動にどのように反映していくのかという御質問に対する答弁です。

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までのあらゆる世代の方が、それぞれの目的や興味、体力などに合わせて種目を選んで活動できるスポーツクラブになります。誰でも気軽に運動、スポーツに親しむことができる環境づくりを目的として、地域の皆さんが中心となって運営されています。

国体・大会の開催においては、選手をはじめ、かねてから県民の皆さんには幅広い参加と協力をお願いしているところですが、両大会で様々な経験をした人たちが、地域スポーツの核である総合型クラブの活動に参画することで、総合型クラブのさらなる活性化が図られるものと考えています。

例えば、両大会で活躍したアスリートが総合型クラブの競技指導者となったり、大会運営に携わったスタッフが総合型クラブのマネジメントに参画するなど、人材の有効活用によって指導者不足や経営不安といった、総合型クラブの課題の解決にもつながっていくことが期待できます。

また、競技会を観戦したり、デモンストレーションスポーツに参加した皆さんが、大会後もスポーツを楽しみたいと感じるようになれば、総合型クラブの提供する様々な事業により多くの皆さんが参加していただくことができ、地域での交流が盛んになり、活気にあふれるまちづくりにもつながります。

県としては、このように両大会で様々な経験をした人々が総合型クラブの事業に参画しますよう、市町や各クラブに働きかけるとともに、先催県での優良事例などについての情報提供も行ってまいります。

また、県が委嘱しているクラブアドバイザーからも、市町や各クラブに対し効果的なクラブへの関わり方などについて提案・助言してもらうことで、両大会で貴重な経験を持った人が再び地元で活躍できるようになり、総合型クラブもまた、より一層活性化されますよう取り組んでまいりたいと考えています。

〔51番 館 直人議員登壇〕

○51番（館 直人） お答えいただきました。その方向だと私も思います。

基軸となるのは、ほかにもいろいろな手法があろうかと思えますし、いろいろな取組もあろうかと思えますけれども、県内一つとなるとやはりこの総合型地域スポーツクラブ、これが基軸になるんだろうというふうに思えます。

情報の発信にしても、一方的に発信するだけではなくて、どのような状況になっているか、どのようにしていったらいいのか、そこら辺までのフォローが必要ではないのかな、そして、そのことによって活性化が一層進んでいくと思えますので、これからのことです、これから人をつくるんです、よろしくお願ひしたいと思えます。

三つ目になりますけれども、これは学校における働き方改革を踏まえた、部活動改革の認識とその在り方ということについて、教育委員会にお伺ひしたいと思えます。

これまで日本の競技スポーツの水準の維持ということはもちろんのことです。ありますけれども、スポーツに親しむ機会やそのきっかけというのは、学校スポーツ、つまり、中学校、高等学校等の運動部活動、これがその一翼を大

大きく担ってきたと言っても過言ではない、このように思います。

そのような中でありますけれども、文部科学省においては、学校における働き方改革を踏まえた学校の部活動改革について、その取組をするんだということで議論が始まっているようでございます。

それは、学校に勤務される教員の負担を軽減させることが必要だとして、令和5年以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図っていこうとするものであります。しかし、こうしたことを進める上では、新たな運動部活動の仕組みづくりが必要なことはもちろんでありますし、絶対になくってはならない大切なこと、これまでの流れを次なるものにするには絶対なくてはならないものだとは私は考えております。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を契機に、一層このスポーツの振興・推進が不可欠と言われている今ですから、余計に学校における部活動運動についてもその取組を加速させることは当然に必要な不可欠で重要なことであると思います。

また、県内のスポーツの資源として、先ほどの質問でもありました、答弁もいただきましたけれども、総合型地域スポーツクラブであったり、また、国体・大会に出場なされた多くのトップアスリートは県内に定着をいただいている、本当に大きな力だというふうに思います。

そこで、木平教育長にお伺いをさせていただきますけれども、学校の部活動改革による今後の運動部活動の推進について、休日の部活動の段階的な地域移行が検討される中、総合型地域スポーツクラブの活用であったり、国体と大会で県内に定着をいただいたトップアスリートの皆さんのその協力を得るなど、こうした資源をどのように生かして、どのようにこの取組を推進しようとしているのか、お伺いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 部活動の推進に当たり、総合型地域スポーツクラブとの連携、あるいはトップアスリートを生かした取組などについて、御答弁申し上げます。

部活動は、生徒がスポーツや文化、芸術の活動を通して、楽しさや感動を得るとともに、仲間と同じ目標を共有して励まし合ったり高め合ったりすることで、責任感や連帯感を培うなど人間形成の場としても大きな役割を果たしています。

こうした部活動について、学校や種目によっては、専門的指導を十分に受けられない場合があったり、教員の負担軽減をどのように進めるかなどの課題があります。

このため、国においても進められている部活動の地域移行をはじめ、持続可能な部活動の在り方を検討するため、令和2年10月から、大学教授や校長、学校体育連盟、それに総合型地域スポーツクラブ代表の方などによる検討委員会を設置し、協議を行っているところです。

委員会では、休日の部活動の地域移行につきまして、教員に代わって専門的な指導を担う地域人材の確保や、平日と休日の活動の連携、協力体制の構築、費用負担といった課題が挙げられております。

こうした課題の対応方策を検証するため、今年度3市町の中学校4校で実践研究を行うこととしており、平日の部活動は学校で、休日は当該地域でスポーツ活動を行っている団体に指導してもらいます。

そのうち1校で、多くの種目があり休日の部活動の担い手として重要な存在である総合型地域スポーツクラブと連携いたします。今年度、こうした実践研究での成果や課題を整理し、検討委員会でも共有し、さらに協議してまいります。

また、三重とこわか国体・三重とこわか大会で活躍されるトップアスリートの方から県内の子どもたちに、競技の楽しさや心構え、技術的な助言を行ってもらふことや、部活動指導員などとして直接指導していただけないかなどについて検討し、部活動の活性化につなげていきたいと考えています。

〔51番 館 直人議員登壇〕

○51番（館 直人） 御答弁いただきました。

（実物を示す）これが改革の概要が書いてあるんですけども、今おっ

しゃられた内容であります。その中で、外部から協力をいただく、当然、雇用という関係で費用負担が出てくるわけでありまして。しかし、学校の先生方も全ての先生が、今、顧問等々をやっていたら、それをもう全部外部ですよというんじゃないで、自分は子どもたちと一緒にまだまだやるんだということも認められるということになってくると、そこに費用というか日当というか、いろいろなお金の関係が出ると、兼職とか兼業とかいろいろな形のものでそんな問題があるんだろうと思いますけれども、そんな情熱を持った先生方には御協力いただくことは、当然だと思います。

そして、もう一つ大きい問題が先ほど申し上げた費用負担ですよ、そのことによって保護者にそれを求める、これまでは先生がやっていたから無償であったその指導が、保護者の意向や経済状況によって子どもがスポーツの機会が奪われてしまう、そんな結果になってしまったらもう何ともならない、大きな禍根を残すだけだと思います。

これまでは、学校に行けばスポーツの体験ができる当たり前のこの国、日本でありましたし、一番初めに申し上げたように、競技スポーツにしてもそう、また、親しむことにしてもそう、それができたのは、やはり学校でそのような体制があるからだと思います。

トップアスリートになると、いろいろな形の中で違う分野でのこともやっていたらと思うんだけど、それは、その前にはこの学校の役割、やっていたら来たこと、いろいろな問題もあると思います。あと、体罰や暴力やいろいろな問題もここには隠れているような部分がありますけれども、今、拠点的に試験的な取組をやっていたらしているというところではありますが、そのことも含めていただいてしっかりとした議論をし、子どもが犠牲にならない、そして教員の皆さん方も頑張れる、そんな体制、改革を進めていただくことを心から強くお願いをしたいと思います。

最後の質問になりますが、次はスポーツの力による、地域づくり、まちづくりであります。

知事は、このスポーツの力のことについて、先ほども申しあげたように

うに、それで県政の発展を目指すということは前々からおっしゃってみえて、私自身も強く共感し、賛同しているところであります。

そこで、三重とこわか国体と三重とこわか大会は各市町でそれぞれ実行委員会を組織されて、両大会の成功に向けて日々努力をいただいているところであります。あわせて、国体と大会後のスポーツのその力、する、みる、支えるによって、まちづくりをも念頭に置いて取り組まれている市町があります。

例えば、名張市ではホッケー競技が開催がされるということになっておりますけれども、国体後もホッケーを活用したまちづくりを早くから表明されていて、現在も地域で国体後のホッケー競技について検討がされると伺っています。

これが名張市の（実物を示す）「ホッケーのまち なばり」に関する基本計画というのがありますけれども、これに基づいてその取組をいただいているというところでありますが、このように三重とこわか国体で得られた貴重な経験と感動というのを後世にもつなぎ、まちづくりを行おうとされること、とても魅力があつて大切なことだと考えます。まちづくりは人と人を結びつけることは当然のことです。人材の育成、具体的にはスポーツでいえば、選手は指導者の育成等々、まさにスポーツのする、みる、支える力につながっていく、このように考えます。

そこで、局長にお伺いいたしますが、国体と大会の貴重な経験などを生かし、各市町や競技団体が積極的にまちづくりに関わる、そんな仕組みづくりも不可欠でありますけれども、この重要なことをどのように考えてみえるかお伺いしたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 三重とこわか国体・三重とこわか大会の貴重な経験を生かして、地域づくりやまちづくりにどう取り組んでいくのかという御質問に答弁申し上げます。

本県では、平成27年に制定しました三重県スポーツ推進条例に基づきまし

て、県民力を結集した元気な三重を目指して、第2次スポーツ推進計画を策定しました。

推進計画では、大規模大会の開催によるレガシーの継承を掲げており、両大会で創出されましたレガシーを一過性のものとせず、スポーツを通じたまちづくりが進むよう取り組んでいるところです。

両大会では、大多数の市町で、正式競技のほかデモンストラレーションスポーツなども含めまして、60を超える競技会が開催されることとなります。全国のトップアスリートが、得点や勝敗を争う競技会から県民の皆さんに親しんでもらえるレクリエーション的な競技会に至るまで、多種多様な競技会が開催されますことは、市町や競技団体の皆さんにとりましても、様々な運営ノウハウを習熟する貴重な機会となります。

両大会後は、これら開催競技を活用しましたまちづくりを目指す市町が増えることが期待され、名張市が取り組まれておりますホッケーを通じた取組も、先ほど議員御紹介いただきましたように、その貴重な一つの事例になるのではないかと考えております。

県としましては、両大会の終了後、レガシーを共有するための報告会と、それを引き継いで具体的なまちづくりの方策を議論し提案いただくための有識者懇話会という二つの仕組みにより、レガシーを活用したまちづくりの検討を進めることとしています。

まちづくりを進める上では、例えばどうやって競技会場を維持・活用し、そこを拠点とする選手をどう発掘・育成をしていくのか、さらには、チームが地域に根差していくために、住民の皆さんが経営面も含めてどのように応援・支援していくのかなど、様々な課題が考えられます。

こうした課題に対して、いつ、誰が、どのような方法で取り組んでいくのかということについても検討する場が報告会と有識者懇話会でありまして、県としてこれらを効果的に運用していきたいと考えています。

これらの仕組みにより、開催競技を通じたまちづくりの方策の一つでも多くお示しし、その活用を促すとともに、検討の中で生じた新たな課題などに

つきましては市町から御相談いただければ、これに丁寧に対応していくなど、レガシーを活用したまちづくりに取り組む市町の後押しをしてまいりたいと考えております。

〔51番 館 直人議員登壇〕

○51番（館 直人） 御答弁いただきました。

仕組みとしては、報告会とか有識者懇話会をやっていただきたいと思いますし、一過性にならないようにしっかりとした取組がほしいと思います。

そして、最後のほうに後押しをされるということも言われましたけれども、そこで一つ提案させていただきたいんですが、レガシーを生かした市町への支援策、この三重とこわか国体・三重とこわか大会が終わった後、そのレガシーを後世に残させるために、大規模な競技大会をその後数年間、開催する市町に対して補助金であるとか、いろいろなものがあると思いますが、それを交付するとか、また、特別な支援をするとか、そんな仕組みを創設することはどうなんだろう。それによって誘い水ではないけれども、さらなる取組が進んでいくのではないかなと思います。これも一つの方策として検討といいますと、前も中嶋議員おられたけど、検討は検討で終わりますが、それではなくて、前向きに協議をしていただきたいなと思います。

それとともに、この活動を進めようとするには、当然その場所、それを整備するような計画が必要だと思うんですね。国体をやるということによって、県営施設もそうですけれども、各市町でもその施設の整備、改修が進んでいただきました、取り組んでいただきました。しかしながら、今回の整備、改修のその多くは、この国体を開催するために、その基準に合わせた整備にとどまっている施設もあると聞いています。

せっかく整備、改修されたものが不十分であるという指摘、寂しい話ですけども、そんなことも事実、また、経年劣化もしていくということでもありますし、学校における運動部活動、これも地域移行していくということも併せて考えるならば、さらなる活動場所の整備、改修、拡充というのは必要不可欠になると思います。

まさに、これは活動場所があるからこそ活動が担保されるのは必定でありますから、そんな思いでこの確保についての考え方を持っていて、そして、もう一つは、前の大会、第30回の三重国体、財政的にも厳しくて、けちけち国体と言われて、しっかりと整備したいんだけどできない、できない中でも最善のできる方法を知恵を出し合って、大会を成功に導いていただいたという結果がありました。そのことをもって、県営施設等々を計画的にしっかりと整備していこうやないかという計画がありましたけれども、何回か見直しはされたけれども、その計画どおりにいったかというところではなかった、私はそう思います。

ですから、これまでもその轍を二度と踏まないというのはちょっと失礼な言い方も分かりませんが、今これから先に向かっていって、スポーツの振興、推進を図っていくには何が必要なかというその施設整備を、一度ゼロからとは申しませんが、問題点を洗い出しながらかつしっかりと計画を立てていただいて前に進めていただきたいと思いますところでありませぬ。

まだ時間ちょっとありますが、この三重とこわか国体と三重とこわか大会、まさにコロナ禍の中でもありますけれども、安全・安心で、両大会のイメージソングありますよね、「未来に響け」というのがあります。まさに未来に響いてつながる大会となるとともに、両大会を、いろんな問題があるけれども、しっかりと頑張ってやったよね、こんなすばらしい成果が残ったよねということ、それを実感いただきながら、大きな未来が開けることを願うと思っておりますので、引き続きの努力を重ねていただきたいと思います。

最後に一つだけ、高間総務部長、あの指定管理制度の問題です。昨年も指摘させていただいて、ちゃんと補正予算等々で対応いただきました。

もう一つ、このコロナ禍の中で大変皆さん苦勞されている、管理者の方、県の施設だから勝手なことではできない、絶対善の努力をしようやっていたいであります。しかし、コロナ禍の中で大変厳しい中において、もうじき各施設の決算が公表されると思います。それを見ていただいて、黒字だからい

いんだというのではなくて、こういうふうな結果が出てきているのがどんな御苦勞があるか、どうするべきか、県がしなければならぬのを代わりにやっけていただいているという、そんな県としての責務があると思います。その内容もしっかり見ていただきながら、共に県民の皆さんと前へ進む、そんな県政に頑張っけていただきたいと思いますので、これを申し上げて私の質問を終結します。申し訳ございません。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。19番 山内道明議員。

〔19番 山内道明議員登壇・拍手〕

○19番（山内道明） おはようございます。公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。

本日の質問は、コロナ禍におきまして、社会におきまして、顕在化してまいりました課題について中心に取上げをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、一つ目の質問です。

新型コロナウイルス感染症の影響によって学びを断念することがないよう、コロナ禍で奨学金を返済する方の負担を軽減することは重要です。若者の声

を政治に届けるべく、公明党青年委員会中心にこの春、全国的に展開いたしましたボイス・アクション2021のアンケート活動において、反響の大きかった、あなたの奨学金返済「肩代わり」を全国展開！から、その制度を最大限に活用して、県内で働く若者を応援してほしいとの質問です。

まず、奨学金の現状について、こちらを御覧ください。（パネルを示す）日本学生支援機構の貸与型奨学金の利用者、約129万人、2.7人に1人です。卒業後返還する金額は、無利子奨学金の場合241万円、有利子の場合343万円であり、年間返済額1人当たり平均20万円です。滞納せずに返還している若者の数は約428万人。反面、延滞債権額は5400億円に及び、約7%が何らかの理由で滞納をしています。

一方、日本の民間企業の現預金は約240兆円。いわゆる内部留保は475兆円とも言われており、このお金が少しでも人材投資、奨学金返還支援に充当されれば、経済の活性化に寄与するとともに、中小企業の人材確保に有効です。

これまで、教育の無償化に向けて、幼児教育・保育の無償化、私立高校の授業料実質無償化、給付型奨学金などを推進してまいりましたが、本年1月、国会答弁におきまして、菅総理のほうから奨学金返還支援制度をさらに多くの方に御利用いただくため、本年4月から、日本学生支援機構の奨学金について、企業が社員に代わり機構に直接返還する、つまり、肩代わりすることができるとの明言がありました。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）従来は左のような形で、奨学金返還の上乗せ分を社員に給与として支払い、社員本人が機構に返還する形であったのが、本年4月1日からは、企業が直接機構に送金することが可能となりました。これによって、企業は法人税法上、給与として損金算入できるとともに、住民税負担はなくなって社会保険料負担の増加も抑えられることから、企業・本人ともにメリットがある、こういった制度であります。

また、こちらの資料、（パネルを示す）内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の資料です。左側に、制度を利用した若者や企業の声が紹介をされています。若者からは、本制度を知って、県内企業就職に向けて強い意志

を持って臨むことができた、結婚も現実的に考えられる、精神的な不安解消につながったなどの声がありました。さらに企業からは、若者への期待の声が寄せられております。

奨学金返還支援は、三重県では既に大学生との奨学金返還額の一部の助成を行っていただいております、令和2年度は対象者を40名へと倍増して取組を推進いただいております。こういった支援とともに、企業から学生支援機構に直接送金できる新しい返還制度の周知を県内企業にも図るべきであると考えます。

県内でこの制度を利用する企業が増えれば、返還支援の選択肢が増えることになり、若者から選ばれる三重として若者への周知も必要となってまいります。ぜひ様々な機会を通じて、この制度を周知いただきたいと思いますが、周知の仕方も含めて御答弁をいただければと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 企業による奨学金返還支援制度の周知についてお答え申し上げます。

まず、若者等の県内企業への就職を促進するためには、県内企業を選択することにつながる様々な情報を積極的に発信し、さらなる認知度向上に努める必要があるというふうに考えております。

このため、県におきましては、県内企業による合同企業説明会や学生との交流会、インターンシップなど様々な機会を捉えまして、関係機関と連携しながら県内企業の企業情報発信に取り組んでおるところでございます。

議員の御説明にもありましたけれども、企業が社員に対して実施する奨学金返還支援につきましては、企業から日本学生支援機構に直接送金できる制度がこの4月から導入されました。企業にとりましては、法人税法上有利になる場合がございます、また、人材確保の一助ともなり得るため、制度を取り入れる県内企業はある程度見込めるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

また、この制度を取り入れた企業が増加することによりまして、若者等が

県内企業への就職を前向きに検討する可能性があるため、県といたしましても、制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、商工団体等々、連携しながら企業の周知を行うとともに、若者の就労支援をワンストップで提供するおしごと広場みえや、県内企業の魅力を発信するみえの企業まるわかりNAV Iサイト等で若者等への周知を進めてまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございます。ぜひ様々な機会を通じて、企業または学生に周知をいただきたいというふうに思います。

聞こえてきているところでありますけれども、特に人材不足で悩む中小・小規模事業者、また分野では、農業、医療、介護、保育等、そういった分野での制度の利用が期待をされる、そういった声もいただいております。

今後は、制度を利用する企業数と企業名が場合によっては明確になってまいりますので、様々な効果も期待ができるのかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に参ります。

先ほど、舘議員からも様々ございました。私から、特に障がい者スポーツという観点で質問させていただきたいと思っております。

本年10月23日から25日にかけて、第21回全国障害者スポーツ大会、三重とこわか大会が開催をされますが、県内における障がい者アスリートの活躍に期待が膨らむところでございます。関係者の皆様の御尽力に、心から感謝を申し上げます。

最近、新聞などでも選手の活躍の様子が度々紹介され、報道されておりますので、少し御紹介をさせていただきます。

御存じの方も多いかもかもしれません。（パネルを示す）稲垣選手になります。鈴鹿市出身です。左足に義足を装着されております。4月1日の現在の世界ランキング、100メートルが20位、走り幅跳びが17位、三重とこわか大会、さらには2022年の神戸2022世界パラ陸上競技選手権大会を目指しています。

間近で走るところを見せていただきましたが、全力で走る、全身で走るイメージで、非常に迫力がありました。

住友電装に勤務されておりますが、実は障がい者雇用枠での採用でありまして、競技生活を終えても継続した雇用が約束をされております。健常のトップアスリートでも現役引退後に雇用が継続されず、その後の生活に不安を抱える選手が少なくないと言われておりますので、この考え方は非常にポイントとなってくると思います。

続きまして、こちら吉澤選手、（パネルを示す）四日市市の方です。いろんなことから非常に身近な方だったんですけども、視覚障がい者です。砲丸投げ選手として三重とこわか大会への出場が決定をし、県の育成選手にも選ばれています。先日、喜びの御連絡をいただきました。

砲丸、7.26キロと伺いました。一つ、高校男子ですと軽くて6キロの砲丸なんですけれども、私も持たせていただきまして、トレーニングなしでは、投げたしまうと非常に肩と肘を故障してしまうのかなというぐらい重たい砲丸でございました。吉澤選手、活動するにおきましては同行支援が必ず必要となってまいります。

こちら、（パネルを示す）県内に拠点を置く陸上競技チーム、ロケット団というチームの練習風景、これはやり投げの様子です。健常者と障がい者が所属をして、共に練習に励んでいるチームです。三重とこわか国体への出場を目指す選手や三重とこわか大会に出場が決まった選手など、そのレベルも非常に高い状態です。

先ほど紹介したお二人もロケット団のメンバーですが、健常者と一緒に走ると、追いつきたい気持ちが大きくなって練習に力が入る、そういった稲垣選手の声も新聞では紹介をされておりました。

実は、このロケット団のメンバーを中心に、スポーツをする人、みる人、支える人のつながりと、その力でSDGsを推進することを目指して、一般社団法人三重県障がい者スポーツ開拓所が立ち上がり、県内の障がい者アスリートと社会とのかけ橋となり、選手発掘にも積極的に取り組んでいこうと

の活動が始まっています。

このような中、先ほど知事からもレガシーについて力強く言及がございましたが、県におきましては、三重とこわか大会のレガシーを継承し、県内における障がい者スポーツの振興と裾野の拡大に取り組むための事業提案に向けて、ワーキンググループを立ち上げていただいております。ワーキンググループは、障がい福祉課、スポーツ推進課、雇用対策課の3課にわたって構成いただいております。

このワーキンググループ立ち上げに際しましては、新政みえの杉本議員とも連携させていただいているところです。杉本議員からも、後日、別の視点から一般質問で取り上げていただくとお思いますけれども、特に今回私からは、県内選手の動向や今後の活動、活躍を後押しするための環境整備、特に企業と連携した障がい者スポーツの推進の視点から、ワーキンググループにおける雇用対策課の役割、取組の状況を聞かせていただきたいとお思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 三重とこわか大会レガシー継承ワーキンググループにおける雇用経済部の役割と、取組状況についてお答え申し上げます。

このワーキンググループにおきましては、地域や社会で障がい者スポーツを応援する仕組みづくりや環境づくりにつきまして、本年1月から3月にかけて協議してきたところでございます。

その中で、雇用経済部からは、障がい者が活躍できる地域や企業というものは、障害の有無にかかわらず、誰にとっても活躍できる地域や企業である、そうした基本認識の下、企業による障がい者アスリート雇用の推進や、企業と連携した障がい者スポーツの普及などの取組につきまして、情報提供いたしました。

このワーキンググループでの意見交換におきまして、企業が障がい者アスリートを雇用することや、障がい者スポーツを支援することのメリットとして、選手の活動を支援することによる社会貢献、社員が選手を応援したり選手の活躍を共有したりすることで生まれる一体感の醸成、障がい者スポーツ

を支援することによる企業価値の向上、これら3点につきまして共有を図るとともに、こうしたメリットを企業にしっかりと伝えていく必要性についても確認したところでございます。

雇用経済部といたしましては、現在316社が登録しております三重県障がい者雇用推進企業ネットワークをはじめとする県内企業などに対しまして、子ども・福祉部と連携して、障がい者スポーツへの協賛やボランティアとしての参加を呼びかけるとともに、障がい者アスリートの雇用をはじめとする障がい者雇用の理解促進に努めてまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございます。

これから事業に向けてということで検討いただいていると思いますので、ぜひ三者連携しながら推進いただきたいと思います。

三重とこわか国体、三重とこわか大会を通じて、新たなつながりや価値の共有が期待されるところです。例えば、とこわか県民運動に参画いただいた企業と障がい者アスリートとのつながりですとか、アスジョブみえ通信、こちら、私持っておりますけれども、（実物を示す）こちらの障がい者アスリート版とか障がい者の特集です、期待する声もあります。

アビリンピック、これは障害者技能競技大会ですけれども、3年前から協賛企業が大幅に増加し、大会自体も盛り上がっていると聞いています。企業との連携はそのまま社会参画への可能性を広げる取組だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、障がい者の雇用の促進についてです。

中でもディーセントワーク、働きがいのある人間らしい仕事の推進は重要です。様々なつながりや技術革新を通じて、一人ひとりの就労の可能性を開拓し、そこから新しい声の創出があると思っておりますし、その環境整備が大切です。

そこで質問ですが、多様な働き方の創出について、その現状と今後どのように推進していくのか、教えてください。また、障がい者を人材と捉え、育

成していくという視点は大切です。例えば、三重県職員障がい者活躍推進計画での当事者アンケートでは、昇任、昇格やキャリアアップをしていきたい、新しい仕事にチャレンジして成長していきたいなど、働く気概を感じる声も多くあります。民間でも同様の声をいただいております。そういった声に対して、障がい者雇用における人材育成、スキルアップ、県としてどのように捉えているのか、その考え方について併せてお聞かせください。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 2点、御質問いただきました。

まず、一つ目の、障がい者の多様な働き方の創出についてお答え申し上げます。

本県におきましては、障がい者の方が、希望や能力、適性を生かして働き、障がい者と働くことが当たり前の社会を実現するため、多様な選択肢の中から自らに適した働き方を選択できる柔軟な勤務形態への環境整備を促進するとともに、これまで就労が困難と考えられていた障がい者の就労機会への創出に取り組んでございます。

具体的には、ICTを活用したテレワーク、福祉施設に在職する障がい者が工場で働き高い工賃を得る施設外就労M. I. E（みえ）モデル、心身のコンディションなどから短い時間であれば働くことができる短時間雇用モデルなどの、多様な働き方を進めておるところでございます。

例えば、昨年度につきましては、新型コロナウイルスの感染防止や通勤負担の軽減の観点から、重度の身体障がい者などの就労機会の創出として、テレワークによる就労訓練を実施いたしました。

その中で、分身ロボットO r i H i m eを活用した訓練におきましては、東紀州地域に在住の就労経験のない重度の身体障がい者の方が、デイサービス利用者との会話などのコミュニケーション業務を任せられて、就労につながる可能性のある事例を創出することができました。

今年度は、昨年度の訓練結果を踏まえ、企業に対しましてテレワークと障がい者雇用に精通した専門の支援アドバイザーを派遣いたしまして、障がい

者のテレワーク就労を支援したいと考えてございます。

また、現在、伊賀地域で取り組まれている施設外就労M. I. Eモデルの取組につきまして、伊賀地域以外での地域での普及に向けたセミナーを開催するとともに、企業と福祉施設の取組の参考となるマニュアルを整備したいと考えております。

こうした取組の成果につきましては、三重県障がい者雇用推進企業ネットワークを通じまして、県内企業に広げるとともに、引き続き、障がい者の多様な働き方の推進に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

二つ目の御質問でございますが、在職中の障がい者におけるスキルアップの考え方についてでございます。

障がい者のスキルアップにつきましては、障がい者が働く上で必要な知識・技能を身につけ、教育、福祉から雇用・就業へ円滑な移行を図るために重要であるとともに、離職された方が再就職するに当たっても有効であるというふうに考えております。

現在、在職中の障がい者の方々に対しましては、事業主によるOJTを中心とした能力開発が進められておるところでございます。

例えば、コンピューターによる各種情報処理を主な業務とする企業におきましては、障がい者が造船などのコンピューターシステムによる図面作成及び設計支援業務などを行っていますが、始めから図面作成の能力があったというわけではなくて、働きながらそうしたスキルを習得したというふうに伺っておるところでございます。

また、親会社の文書の保管・管理業務や各種業務資料の印刷を行っている会社におきましては、計画的に障がい者の能力開発に取り組み、将来的な管理職登用を含めたキャリア支援を考えているといったような事例もお聞きしておるところでございます。

このような状況を踏まえまして、障がい者が安定して働き続けるためには、関係機関による職場定着支援と合わせまして、在職中のキャリア形成も重要であるということから、障がい者雇用の経験を蓄積してきている民間企業の

実態を聞き取りまして、企業による職業能力開発の促進につなげていくことで、障がい者の職業的自立の支援を進めてまいりたいと、そのように考えております。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁、具体的にありがとうございました。素晴らしい事例もあったかというふうに思っております。ぜひ推進のほう、よろしく願いいたします。

県内の企業におきまして、知的障がい者の方が職場に入ること、みんなで助け合う雰囲気が自然にできまして、職場が雰囲気がよくなって、結果、職場全体の成績もよくなった、そんな事例も報告いただいております。まさしく障がい者の方の持つソフトパワーなのかな、そんなふうにも思っております。

また、人材育成、働きながらスキルアップについても御答弁いただきました。OJT以外の支援の仕方というところも、ぜひ今後、研究をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで1点、教育長のほうに要望がございます。

将来における障がい児の社会参画に向けて、インクルーシブ教育の推進についてです。

コロナ禍におきまして、特別支援学校と居住地校との交流学习が困難になっている状況ですが、ビデオ視聴交流やオンライン交流などICTを活用して様々な努力をいただいております。

地域の学校の授業参観、軒並み中止や延期になる中、オンデマンドでの授業参観を検討いただいている特別支援学校もありまして、喜びの声を聞いています。

このような中、交流籍を導入している岐阜県では、今年に入って交流が加速をしております。タブレットを活用したオンライン交流など、交流を希望する児童・生徒が小学部で500人、中学校で200人程度と、昨年に比べて大幅に増加をしています。

交流籍につきましては、いなべ市、四日市市では議会でも取り上げられておりますが、いずれも県の動向次第という答弁にとどまっていると聞いています。交流籍は本来、市町教育委員会が主体的に取り組んでほしいところでございます。

岐阜県では飛騨地域で先行導入した実績もありますので、市町が先行して交流籍を導入することも可能だと思っておりますので、コロナ禍におきまして新しい交流の形も生まれてきております。ぜひ交流籍導入に向けて、より積極的に市町との連携を推進いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に参ります。

最後の質問は、みえ性暴力被害者支援センターよりこの周知に向けてです。

コロナ禍において性暴力による被害相談件数が、昨年度は全国的に23%増加、三重県において、昨年6月からDV、妊娠SOS、性暴力の三つの分野合同のSNS、LINEでの相談を開設したことも相まって、令和元年度の相談件数328件に対して、令和2年度は623件と大幅に増加をしています。

このような中、令和3年度のみんつく予算では、子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト事業が県民投票で第1位になるなど、県内でも非常に重要な課題として認識をされています。

国では、教育職員による児童・生徒性暴力防止法が成立をいたしました。わいせつ行為については、同意の有無にかかわらず、刑事罰の対象とならない行為も含めて、児童・生徒性暴力と法的にも定義をされました。厚生労働省では、わいせつ保育士の再登録を厳格化する、そういった方向性で検討に入ったとも聞いています。

私も先月、県内の性暴力被害者の御家族、この方は過去において塾の先生から性暴力を受けた娘さんのお母さんでありますけれども、この方から相談を受け、様々なお話を伺いました。少し紹介をさせていただきたいと思っています。

その相談から見てきた課題の部分を中心に、性暴力被害専門の精神科医

が県内にいないということ、また、弁護士にも性暴力被害の事案の経験が必要であること、警察での事情聴取などにおける同行支援、この二つについてはよりこで対応いただける環境です。また、加害者の更生プログラムの必要性、事件発覚後、一時的に加害者が音信不通になりまして、その間非常に恐怖を感じた、そういった経験から、加害者への適正なアプローチですとか支援が必要である、そう感じたそうです。

さらには、相談件数と比較してあまりにも犯罪としての認知件数が少ないこと、証拠不十分などでの泣き寝入り、そういった事案もあるようです。

そして、何よりも家族の支援が必要、また、社会全体で加害者も傍観者も発生させない仕組み、教育現場においては、記憶に残る性教育、インパクトのあるという言葉が使われておりましたが、また、密室や見えない場所への対策など、いずれも今後に生かさなければならぬ体験に基づく貴重なお話を伺いました。私自身は初めてこういったお話を伺いました。

これまでも多くの議員が取り上げていただいておりますが、私自身もよりこがいかに重要なセンターであるかということ、改めて認識を深めたところです。

そこで質問です。

県は今年度、みんつく予算の事業で、性暴力から子どもを守る取組を推進いただきますが、特に相談できずに悩んでいる被害者への支援拡充の検討では、どのようなことを検討しているのか教えてください。

また、被害を受けた子どもたちは、家族には打ち明けづらいたとも聞いています。今回、相談を受けたお母さんからも、子どもはよりこのことを知っていたが、当時、自分は知らなかったため、よりこへの相談が適切なタイミングでできなかったことも実は大きな課題ですとおっしゃっていました。

ぜひ保護者、家族に対しても、様々な機会や手法を通じて、よりこの周知を行うべきであると思いますが、併せて御答弁いただけたらと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 若年者の性暴力被害者を支援するためのよりこ

の周知につきまして、お答えいたします。

みえ性暴力被害者支援センターよりここでは、誰にも相談できずに悩んでいる被害者の相談・支援につなげていくため、これまで県内の高校、大学、コンビニ、スーパー、病院、薬局等での広告掲示や、イベントでの街頭啓発などを通じまして、認知度の向上に取り組んでまいりました。

令和2年度は、先ほどもございましたが、全体の相談件数が前年度の約2倍の623件に増加する中、10代からの相談につきましては、初めて中学校向けの広報として各学校へチラシを配るなどをしたこともございましたが、前年度の3倍以上の105件に増加しております。

こうした状況を踏まえまして、令和3年度では、さらに小学校向けのチラシ配布にも取り組みます。また、そのほか、みんつく予算を活用しまして、小学校向けの学習教材の配布や、児童や保護者、養護教諭向けの性被害予防研修の実施など、低学年児童に対しまして、周知広報にも積極的に取り組むこととしております。

また、議員からもございました、保護者の方々に対する周知広報につきましては、子どもの性被害を支援につなげるため効果的な手法であると考えておりまして、保護者の方々に子どもの性被害の実情を自分事として捉えてもらいますよう、PTAの協力を得た保護者向け広報などを早急に検討してまいります。

今後も、子どもの発達段階に応じた内容、手段による周知広報を行いながら、誰にも相談できずに悩んでいる被害者を相談につなげ、誰もが適切に支援を受けることができますよう、みえ性暴力被害者支援センターよりこの認知度向上に努めてまいります。

〔19番 山内道明議員登壇〕

○19番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

中学生に向けて啓発をしたところ、学校現場からは小学生に対しても必要だと、場合によってはもっと低い年齢の子どもたちの対処も必要だ、そういった声もあったというふうに伺っております。早期発見に向けては非常に

重要であるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

そういった意味では、小学生の啓発を推進していただくわけですが、よりこへアクセスできる環境、小学生はスマートフォンを持っておりませんので、これはタブレットを活用するなどの工夫をし、その環境をつくっていただくこと、重要だというふうに思います。

また、低学年は被害を受けたことに気づかないケースもあると伺っておりますので、アクセスと併せて、例えばQ&A方式など被害が顕在化できるような、未然防止につながるような仕組みの導入など、今後、ぜひICTを活用して研究をいただきたいなど、こんなふうに思っております。

少し残りの時間で紹介をさせていただきたいことがあります。これはちょっと海外の話になりますけれども、アフリカ、コンゴ民主共和国の産婦人科医で、デニ・ムクウェゲさんという方がおられます。女性への性暴力の根絶に向けて戦い続け、2018年にノーベル平和賞を受賞されています。

日本とは環境が違いますけれども、コンゴ東部では、金、ダイヤモンド、ウランなど膨大な鉱脈があって、コンゴにおける性暴力は地域紛争の道具とされたらと、その惨状、また、悲劇はとも言葉では説明できないとおっしゃっております。

そのムクウェゲ医師が次のようにおっしゃっています。

遠く離れた国で起こっているとは思わないでください。幾万もの女性たちが非人道的な扱いを受けなければならない現実に、無関心でないでください。スマートフォンなどの電子機器を手にしたとき、コンゴの紛争地域の資源が使われていることに思いを少しでも巡らせてほしい。私たちにも道義的責任の一端があることを感じてほしいとおっしゃっておりました。

性暴力は国際社会の大きな課題でありまして、決して傍観者ではいられません。教育の現場など幅広く学ぶ環境が構築されることをお願いいたしまして、質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） こんにちは。日本共産党の山本里香です。一般質問を、通告に従いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一つ目の質問です。

公立学校教職員採用方針について、お伺いいたします。

来年度の公立学校教員採用選考試験が7月から始まります。募集要項によりますと、小学校採用見込み数、約287名、前年度より57名増、中学校採用見込み数、約139名、前年度より15名増、高等学校採用見込み数、約51名、前年度より9名増などとなっております。

採用見込み数を設定するには、各学校の次年度生徒数から導かれる学級数や、定年退職者数及び早期退職者見込みなどを勘案して導き出されますが、来年度からは35人学級の前進も続いて毎年あるということで、そのことの増も今年度あります。

また、この4月学年始めには正規教員配置ができずに、学級担任を小学校では学級数の14.8%、中学校では学級数で13.4%を非正規常勤講師、今はフルタイム会計年度教員の方をお願いしている状況があります。育休、病休代替も含んではおりますけれども、このことを解決していくのも重要課題です。

これまで計画的な採用増で正規教員を確保すべきと要求してまいりましたが、今後の採用の考え方について確認いたします。よろしくお願いいたします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 教員の計画的な採用について御答弁申し上げます。

教員の採用数につきましては、退職見込数、再任用見込数、それから、教員定数の増減に加えまして、教員定数全体における正規教員の割合も踏まえて、毎年度策定しています。

また、採用試験につきましては、これまで様々な改善を行っており、県内の公立学校で常勤講師として一定の勤務経験を有する場合は、1次試験の教養試験を校長による勤務状況の評価に変えたり、受験年齢を59歳に引き上げたりするなどの見直しを行ってきたところです。

また、教員定数のうち加配定数につきましては、毎年度の予算議論を通じて措置されることから、産育休などの補充とともに、臨時的任用講師で対応することを基本としているところです。

今後、少子化による児童・生徒数の減少などにより、教職員定数も減少が見込まれます。一方、小学校の35人学級が学年進行で段階的に実施されるとともに、外国人児童・生徒への日本語指導や特別な支援を必要とする児童・生徒への対応についても、令和8年度まで順次、基礎定数化されることとなっています。

こうした基礎定数化に伴い必要となる教員数を毎年度策定する採用計画に反映させることなどにより、正規教員の割合を改善するとともに、教員の計画的な採用を行ってまいります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 現状、お話をいただきました。

少人数学級、小学校、そしてまた、中学校にもこれが及んでいくということも聞いておりますが、児童・生徒の人数減による学級減と、そのところをいろいろと総合的に勘案されて、実質的には、これから計画的に教員の人員増になっていくというふうに思っておりますので、そのところをきちんと対応していただきたいと思います。

先ほど病休代替、育休代替も含むこの臨時的任用講師に担任をお願いしているところの解消についても、大事なことだというふうにお問い合わせをいたしましたけれども、現在の公立学校ではそのことも含め、フルタイム、パートタイムどちらでも非正規教員の力をなくしては学校運営ができない状況というのはもう明らかです。

クラス担任については、明らかに正規教員でお願いしなければいけないところだと思いますけれども、このことを改善するためには、今、法改正がありますけれども、学級編制標準の改善にだけにとどまりますと、その病休、育休代替のところへの正規要員の補充ということは、大変難しい現実があるとは分かっています。

専門的なことになりましてけれども、各学校への配置において、学級数における乗ずる数というところ、法の中の、乗ずる数というところの改善がないと、実質的にこのことは改善をされていかないというふうに思いますので、大きく運動も必要ですけれども、学校サイドの教育委員会からも国へそのことも求めていただくとともに、計画的な採用を進めていただき、改善をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に続けます。

新型コロナ禍における困窮者への支援ということで二つ、質問をさせていただきます。

その一つ目です。一つは、生活福祉資金新型コロナによる特例貸付ということでお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業し、生活困窮にある人を対象に、社会福祉協議会において、緊急小口資金貸付けと総合支援資金の新型コロナウイルス特例貸付をしてきました。県では、度々の補正予算で増額をして、96億8900万円を社会福祉協議会へ交付しています。5月15日現在、貸出高は57億7000万円です。

これが、この特例貸付の内容ですけれども、（パネルを示す）緊急に必要な資金、1回限り20万円まで貸し付ける緊急小口資金というものと、生活を立て直すまでの資金を月20万円、単身世帯は15万円ですが、これを3か月ということでこれまでであったのが、このコロナ禍の状況の中で9か月に延期されて、今、最終的には、今のところ最大200万円まで融資の対象となっています。特例貸付の申請期限も6月末から8月末にまで延長するというようなことで、今、大変な状況を勘案して、このような対策が取られてきています。

特例貸付の内容は、もし返済時期に住民税非課税世帯となってしまえば返済が免除されるということ、無利子である、保証人不要であるということも、これは困窮の中で悪徳な金貸し業の方にお金を借りて大変困窮が広がってしまう、だるまになってしまうということを避けるためにもということで、こういうことがつくられてまいりました。

伊勢新聞で6月7日に報道もされましたけれども、全国でコロナ貸付け1兆円に迫ると、借金重荷に、職員葛藤、これは社会福祉協議会の職員の方が葛藤、応急的自立支援が足りずなどと報道をされています。前例のない困窮が広がっており、普通に生きてきた老若男女、幅広い層に困窮が広がっているというふうの記事にもなっています。

社協職員の方の9割が、貧しい人に借金をさせるのが福祉なのか、生活再建できた家庭をほとんど知らない、この制度に疑問を持っているということも記事にしています。

国会では、困窮者への現金給付を求められるたびに、菅総理は、200万円ありますからどうぞ使ってください、返さなくてもいい減免制度もありますから、と何度も答弁をしています。

さて、その運用について、市町の社会福祉協議会では特設窓口をつくるなど、急増する相談対応や事務処理で大変と聞いてもいます。困窮する相談者、申請者は、実はさらに大変な中にある、相談を受ける側も大変だけど、相談しに見える方はもっともっと大変な状況を抱えてみえるということです。生き死にに関わる問題でこれが命綱と言われますが、やっとの思いでたどり着く、わらをもつかむ思いでたどり着くわけですが、わらであってはいけないわけです。

しかし、申請が不承認になったという相談が昨年秋、そしてまた、この春に多く寄せられています。私どもにも寄せられています。

(パネルを示す) これは、日本共産党の宮本徹衆議院議員室から取り寄せた資料です。5月15日現在の速報値ということですが、最新の数値で、三重県内において緊急小口資金、申請が10647件で18.7億円で、決定が91.3%、そして総合支援資金の申請が5929件ということで、決定が91.2%、延長になりました再貸付の申請が1288件で、そして決定率は67.2%というのが、これが5月15日現在で、それ以降も処理をいただいているので増えているとは思いますが、このような現状です。

さて、初回の総合支援資金については1割の人が不決定、つまり、1割の

人が困窮そのままになっているということ。秋以降は、本当にこの1回目、初回というので不承認になった人の相談がありました。それまで、当初の審査よりも厳しくなっているのではないかというふうに言われています。

また、再貸付においては決定率が7割ないということですので、特に3月以降の再貸付・延長では不決定で大変だという相談が一層増えています。全体的にです。

待ち望んでいたのが、不承認通知が来て途方に暮れた、市社会福祉協議会の窓口で相談し、手続で順調に丁寧に相談に乗っていただき、できていたのに、県社協からの決定は不承認だった、なぜだか分からない、どうしよう。初回は通ったのに、再貸付は駄目だった、なぜだろう。状況は変わっておらず、むしろ大変になっているのに、何のための延長なんだろうという声が寄せられています。

申請書の同意事項に、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します、という一文もあり申請と同時に同意したことになっています。様々ありますけれども、多くの方が不承認になった理由が分からない、何でとそこで立ち止まってしまっている。自立の道を探ることも困難となります。なぜ、なぜの堂々巡りになっています。

タケノコ生活と言うんでしょうか。かつて戦争中に、自分の身ぐるみ剥ぎながら、お金をつくりながら生活をしたというのを聞いたことがありますが、戦時中ではなくて、今、貸付の決定を待ちながら、手持ちのものを一つ二つと売りながら生活費を捻出している、そして不承認で途方に暮れる、こんな実態があるということ、本当に驚愕いたします。

こういった現状をどう把握しておられるか、補助者としての県はどうすべきとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 生活福祉資金の特例貸付の運用について、特に不承認となる方への対応に関してでございます。

生活福祉資金に係る特例貸付の決定件数は、制度開始から令和3年5月末

までの累計で、緊急小口資金が申請件数1万837件に対しまして9839件、総合支援資金が、申請件数8999件に対して7442件となっています。

この貸付けは、新型コロナウイルス感染症の影響で生活資金にお困りの方に、一日も早く生活を再建していただくための支援制度でございまして、必要な方にできる限り速やかに貸付けを行うことが重要であるというふうには考えております。

このため、実施主体である県社会福祉協議会においては、申請の受付からおおむね2週間以内には結果をお伝えできるよう、速やかな審査に努めているところでございます。

審査の現状につきましては、5月末時点で総合支援資金の初回申請で約1割、再貸付申請で4割弱の世帯が貸付不承認、または、審査の結果待ちの状況となっております。

このうち、貸付の要件を満たさず不承認となっている主なものは、新型コロナウイルス感染症による減収が認められないケースや、申請時に居住地を転々としていて生活実態が把握できないなど、明らかに償還が困難と認められるケースであることを確認しています。

なお、個別の不承認理由につきましては、貸付事務の円滑な実施の観点から、全国的な運用ルールとして申請者に開示されないこととなっております。

貸付けの判断に当たりましては、県社会福祉協議会において、制度の主旨に基づき適切に運用、審査がなされているものと考えておりますが、先日、他県における不承認事例についての報道等があったことも踏まえまして、この制度の主旨が徹底されるよう、県として改めて要請を行ったところでございます。

これまでも、貸付の審査において情報不足や誤った解釈が生じないよう、繰り返し情報共有や意見交換を行っており、今後も一層の連携に努めてまいりたいと考えております。

一方、貸付不承認となった方への対応につきましては、それぞれに必要な支援につなげることが重要と考えておりまして、申請窓口であります市町の

社会福祉協議会においても、申請者に寄り添った対応が行われるよう要請を行っているところでございます。

引き続き、世帯の状況に応じた支援の紹介ですとか、相談支援機関へのつなぎ、家計の状況悪化による再申請の相談対応などが丁寧に行われるよう、県としても適時に確認してまいります。

今後とも、制度の趣旨にのっとった適切な貸付審査が実施されることはもとより、不承認となった方に対しても親身に寄り添って必要な対応が行われるよう、実施主体である県社会福祉協議会などと緊密に連携して取り組んでまいります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） 税金を原資とする事業ですので、公正性を確保するためにも、決定・不決定の明確さは必要で、そのことをやっぱりきちんとしないと、利用者の方、不承認だった方については特に納得できないと思っています。

今、るるお答えいただきましたけれども、厚生労働省の問答集にも、お困りの状況を踏まえ柔軟な運用を行ってください。特例措置による貸付の相談に訪れる方は、様々な生活状況の中でそれぞれのお困り事を抱えているのだから、その状況を丁寧に聞き取り、柔軟に貸付を行ってください。加えて、必要な額を迅速に貸し付けることが一層重要だと、重ねてこのような通知も出ているわけです。

社会福祉協議会も大変であると認識はしています。厚生労働省も、丁寧な対応や自立相談支援の業務負担が過重になっていると心配をして、体制支援のような連絡も出していますけれども、思い詰めてやっとの思いで相談に行って、そこで厳しい言葉をかけられて心が折れた、一方で、丁寧に市町で相談に乗っていただいて出したけれども、県で不承認だったということもあります。不承認の回答が来て、合間なしに自死を選ばれた女性も、実際私の近くであります。

そういうことも含めて、複合的な原因があると思いますけれども、そんな

状況の中に皆さんが今あるということを踏まえて、この通知にしっかりと適合した、ガイドラインにしっかりと適合した運用を、まさに全市町の社協にもお伝えいただき、県社協は市町から出てきたその文書の裏にあるところをしっかりと酌んでいただいて、運用していただきたいと思います。

新しい6月議会に提案されている、本日採決ということになる新型コロナウイルス感染拡大の支援も期待しますが、この貸付資金のきちんとした運営、それもしていただくということを強くお願いして、次に参ります。よろしく願いいたします。

最後に、このコロナ禍において顕在化した生理の貧困についての支援について、お伺いいたします。

この1日、政府もやっと、生理用品を買う経済的な余裕がない女性を対象とした健康調査に着手するとしました。生理用品の使い回しや未使用により、心身にどのように悪影響が出ているかを調べてと言っています。

民間団体が、高校生や大学生らを対象にしたオンラインアンケートで、5人に1人が過去1年間に金銭的理由により生理用品の購入に苦労した、と答えております。金銭的理由で生理用品を買うのに苦労した、大変切ないことだと思っています。生理用品を交換する頻度を減らしたという、そんな声も3人に1人に出ています。もちろん、100人のうち1人であってもこのことは大きな問題だと思っています。

経済的な問題にとどまらずに、性に対する理解の問題やネグレクト、様々な要因があることで、この生理の貧困につながっているとも思いますが、これまで現存していたものが、ここにきて女性の貧困の問題とともに論じられるようになりました。

内閣府男女共同参画局によると、5月19日現在で255の自治体で支援策を講じている、検討中と発表されています。同資料では、三重県では桑名市のみ検討中という記載があります。県レベルの取組では、東京都、岐阜県、京都府、香川県、福岡県、長崎県、宮崎県、沖縄県などが出ています。

直近の情報によりますと、県内では、明和町が防災備蓄の更新に合わせ、

学校や役場など生理用品を無償で配布することを始めています。津市では、配布の予算化がこの6月議会で提案されています。多くは生理ナプキンの配布・トイレ配備で、防災用備蓄利活用が184件、予算措置が55件、企業や住民からの寄附が44件だそうです。

直接的に生理用品を配布、配備したりするだけで、その根本の貧困が全てが解決されるわけではないですけれども、緊急に現物の手だてがないわけにはいかない状況です。

そこで、学校でのトイレ個室へナプキンを置くという取組が最も多く見られるわけですが、教育委員会では、生徒たちへの生理の貧困への支援について何か今取り組んでいることはありますでしょうか。お答えください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 県立学校におけます生理用品の配備、それから、配布の状況などについて御答弁申し上げます。

県立学校では、生徒が生理用品を持ってくることを忘れて、急な対応が生じたりした場合に備えて、各学校の保健室において常備しているところです。生徒が様々な理由により生理用品が必要となった場合は、その保健室で配布している状況です。

また、県教育委員会では、保護者の経済的な負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯及び生活保護世帯を対象として、奨学給付金を支給する制度を運用しております。

これは、授業料以外の教育費に充てるための経費ですが、返済を要しない給付金として、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯を新たに支給対象としているほか、本年度令和3年度は、住民税非課税世帯の第1子への給付額を拡充しているところであり、今後も県立学校に通う生徒が安心して学べるよう支援してまいります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○**20番（山本里香）** 保健室にナプキンを置いておくと、配備しておくというのはこれまでもあったことで、それは生理の貧困ということがこういうふう

に問題となる前も、その緊急対応的な形であって、今まさに、この生理の貧困が問題となっているときに、そのことに思いをはせられないとすれば、動きがまだないとすれば、とてもとてももっと神経質になってこういうことにはいただきたいなというふうに思います。

ナプキンのことだけで、経済的困窮というその根本の問題とか家庭の問題が解決できるわけではないですけれども、まずどこから手をつけるかというときに、高校生については、この心身の痛みを取り除くということは意味があることだと思っていますので、あるところでは高校生自らがこのことに対応して、自分たちでその仕組みを学校に陳情したというような、実現したというようなこともあります。もう少し敏感に対応していただければなというふうに思いました。

さらに経済的な問題だけにとどまらないということは、先ほどもお話をいたしました。生理の貧困は、今、社会的な問題となっております。防災備蓄を活用しているというところもありましたので、ちょっと聞いてみましたら、防災備蓄でナプキンが6600枚ほどあると聞いています。メーカーからの更新時期は3年から5年ということで、その更新時期を経過しているものもあります。補完をきっちりとして、できるだけ長くストックしておきたいというようなそんなお考えですけれども、いずれにしろ、こういうのは更新しなければいけませんから、今、有効に利用して対策を取ることも必要で、例えば教育の場面、福祉の場面、福祉事務所に必要枚数を置くとか、それから、防災のこういうようなことの使うというようなことや、女性施策としての問題とか、全庁的にこの生理の貧困についてどのように取り組むのかなということも、とてもとても重要だと思っています。

知事の旗振りを期待するものですが、お考えをお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 生理の貧困に関する認識ということで、答弁させていただきます。

経済的困窮等が原因で生理用品を買えない生理の貧困については、従前から社会に存在していた問題ではありますが、コロナ禍の中でより深刻な形で表れてきたことで、顕在化してきました。

生理の貧困は健康面での影響が大きいのはもちろんのこと、心身の不安やストレスをさらに高めてしまい、学校や職場など社会参画への意欲を減退させ、その方の可能性を狭めることになり、その女性が活躍する機会を喪失させることにもつながります。このような課題の解決に向けて対応していくことは、県が目指す、誰もが自分らしく参画・活躍できるダイバーシティ社会に向けても重要です。

これまで女性が声を上げにくかった生理の貧困の課題については、誰にも相談できず女性の孤独・孤立を生むものであり、このことは改めて社会の問題であると捉え直していく必要があるというふうに考えています。

生理の貧困を抱える当事者は、ライフステージや家庭事情、経済状況など置かれている状況は異なりますし、世代や立場によっても受け止め方が異なります。しかし、あらゆる貧困について自ら声を上げにくい状態にある人々への目線に立った支援が必要であり、特に世代を超えて連鎖させてはなりません。

こうした課題は全国的な共通のものでもあります。県として、県民の皆さんに身近な市町やNPOなど民間団体の方々などとも連携して、様々な窓口における相談において、声を上げづらい方々がいることに留意しつつ対応するとともに、支援を必要とする女性などに支援が行き届くよう、総合的に対応していくことで、誰もが安心して暮らせる三重県づくりを進めてまいります。

ですので、今おっしゃっていただいた具体的な取組などについては、それぞれの部署で、今、私が申し上げた認識に基づいて、しっかり検討していくようにしたいと思います。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） しっかり検討して、全庁、それぞれの部署でしっかり検

討していくということが大事だ、そのようにというふうなお答えでした。

本当に、これが今が必要だという状況だというふうに思っていますので、そして、一方でとてもデリケートな問題ですから、デリケートな部分をちゃんと手だてをしながら、そして手法は慎重にしながら、スピーディーにこれからまたどんな補正が出てくるかも分かりません、どんな施策が出てくるかも分かりませんが、期待していきたいと思います。

私、地域でフードパントリーなども手伝っておるわけですが、例えばトイレットペーパーや生理用品というのは本当に喜ばれています。若い子なんかはバイト収入がなくなって、最初に削るのが食費という人が多いですけれども、食事と同じぐらいのレベルで我慢するのが生理用品だというふうに、そんな声がありました。食べることも生理に関することも健康に関わることで、衛生的に生活できることが本当に大切だというふうに、本当にこのときになってその認識をしたという女性がありました。

生理の貧困、よく言われますけれども、意思決定の場に女性が少ないというようなこと、その声が政策に反映しにくいと今までもずっと言われることが多くありましたけれども、支援の遅れとか不足というのが女性のニーズに対応できない、政策決定がこれまで続いてきたことのひずみだというふうにちょっと感じていますので、三重県としての、このことに対する対応が早急にしっかりと行われることを期待しながら、今日の質問を終わりたいと思います。

コロナ禍だからということだけではなくて、平時からのこの対策というのも今後つなげていただきたいということで、答弁いただきました皆さんに感謝を申し上げながら終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。4番 平畑 武議員。

〔4番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○4番（平畑 武） 改めまして、こんにちは。鈴鹿市選出の新政みえ会派の平畑武でございます。

今回は3回目ということになります。

冒頭、議長の横にある花なんですけど、ちょっとぼやっとした感じの花なんですけど、私はすてきだなというふうに思っています。これは、もう、そういういろんな感じ方があるかと思いますが、そういうことで、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

たまたま、この6月議会が私の担当ということで4人の中で決めておまして、鈴木知事がいる間にできるということで、非常に光栄に思っております。それもラッキーかなというふうに思っております。

昨年は6月10日に、実は質問させていただきました。その中で、お酒を飲んでいないという話をしたかと思うんですが、あのときは、77日間の断酒をしているという話をさせていただいたんです。今回は、122日間、家では飲んでいませんという話をして、家では、外で僅かに4回、合間を縫っていた経験がございますので正直に申しますということで、今は継続して自宅では飲んでいないということです。

それはなぜかといいますと、ある晩、風呂に入りました。横に鏡があるんですけど、布袋さんみたいなのが映っているわけですよ。これは見苦しいなとさすがに自分で思いまして、ダイエットということを思いついて、そのと

き体重を量ったら87.2キロあり、今73.4キロです。これがすごいことなのか、目標にまだ10キロ足らんなど思っておりまして、これからまだ頑張っていく所存でございます。こういう話はどうでもいいわけですがけれども、本題に入らせていただきます。すみません。

新型コロナウイルス感染症、これまで世界中で1億人を超える1億1000万人を超える数字が出ております。死者数も400万人ということで、大変な方が亡くなっておられると。それから、国内においても76万人を超えるという感染者が出ておりまして、1万4000人の貴い命が失われているということがございます。

変異株の猛威によりまして、県内外の感染者や重症者が急増しておりますし、医療体制も以前にも増して厳しい状態が続いています。これまでに亡くなられた方に哀悼の意を表するとともに、感染された皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

まず、最初の質問は、患者受入れ病床の確保と医療体制についてということでございますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が第204回国会において、2月3日に可決されました。そのことで、関係の政令である新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の準備に関する政令というのが出され、これが3月10日でございます。今般の改正は、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和するための支援や、臨時の医療施設をより柔軟に開設できることを規定するとともに、まん延防止等重点措置を創設し、正当な理由なく都道府県知事の要請に応じない事業者への命令及び罰則を規定するなど、感染症の実効を高めるものであります。

具体には、緊急事態宣言の前段階、または緊急事態宣言解除後であるもののいまだ急速な蔓延の状態が継続している。そういう段階において、まん延防止等重点措置として、政府対策本部長が期間及び区域を定めて公示し、当該期間・区域内に、都道府県知事の判断によりまして、営業時間の変更その

他の必要な措置として、政令で定める措置を実行できることとしております。

三重県の場合、今年の1月に入りましてから、新型コロナウイルス感染症患者が急増いたしました。いわゆる第3波です。1月14日に新型コロナウイルス緊急警戒宣言を発出して県民への各種自粛要請等を行いました。県民の協力の下、2月に入ってから患者数が下げ止まりとなったことから、3月7日に解除されました。

しかし、3月下旬から再び増加傾向となり、4月下旬から高い水準で推移してきました。そのことを受けて、再び4月20日に緊急警戒宣言を発出し、考えられる限りの感染防止対策について、県民へ協力依頼がなされました。

宣言発出後において、感染者の増加傾向は続き、1日当たり過去最多となる72人の感染者が発生、医療体制の負荷が大きくなり、通常医療にも影響が及ぶ状況となったことから、4月下旬にまん延防止等重点措置の本県への適用を政府に要請いたしました。

5月7日に本県への適用が決定されたことを受けて、三重県まん延防止等重点措置が発出されました。措置実施期間は、令和3年5月9日から同年5月31日、実施区域は三重県全域、特に重点措置を講じる区域として、北勢医療圏域及び伊賀区域、7市5町の12市町といたしました。県としては、5月11日までに重症者用病床8床増を含め45床増の437床の病床を確保されました。

ただ、5月9日時点、ピークのときでございますけれども、全体確保病床392床のうち、入院患者の占有率が59.2%、重症者用病床占有率も34.0%となっていました。また、宿泊療養施設の利用率が145室のうち、当時ですと、44.1%の64室となりました。

一方では、入院調整中自宅療養者が、このとき280人となっていました。これまで、三重県は感染が確認された場合は、原則入院という対応だったわけですが、感染者の容体を慎重に見極めながら、その後宿泊療養施設への入所や自宅での療養が始まっております。しかしながら、他県においては自宅療養中に容体が急変し、残念ながらお亡くなりになった事例も発生し

ております。

三重県はこのところは、きちっとやられているというふうに私は確信しておりますけれども、その分、安心して県民の方はおられると思います。ただ、三重県の場合においても、本来入院すべき患者が入院できておらず、やむを得ず宿泊療養や自宅療養になっているということなどありはしないかという心配する声もあるわけでございます。こういったことがないかどうかということをお聞きしたいと思います。

また、医療圏別の患者発生状況では、北勢医療圏、中勢伊賀医療圏で約90%を占めております。特に、第4波の陽性者の発生は、北勢医療圏域に集中しているのが実情でございます。三重県全体の医療提供体制は、段階的に拡充されているものの、必ずしも北勢地域の患者数と比例して北勢地域に病床数が拡充されているわけではございません。そうやって見たときに、うがった見方かも知りませんが、北勢地域では入院が必要な患者が自宅療養を強いられているなど、医療提供体制の運用面での支障は出ていないのか、こういうことについてお尋ねしたいと思います。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制等について、お答えいたします。

患者の受入病床の確保に当たりましては、平時からの様々な疾患・症状の患者に対する一般医療、救急医療への影響に留意しながら、各病院において確保に努めていただいているところですが、県としましては、入院医療に加え、軽症者や無症状患者に対する宿泊療養や自宅療養の体制を整備することで、一般医療等との両立を考えながら、全体として医療・療養体制を整備、確保しているところでございます。

そうした中で、本年4月以降、新規感染者が急増したことを受け、医療機関の協力を得て、受入病床をさらに40床以上確保して、現在では435床としているところでございます。また、宿泊療養施設についても一層の活用を図るため、現在、確保・運用している施設を100室から145室まで増やすととも

に、新たに95室の施設を四日市市に確保して、運用に向けた準備を進めております。

入院医療の提供に当たりましては、重症患者の増加や変異株への置き換わりなど第4波の特徴に鑑み、感染症に関する有識者等で構成される新型コロナウイルス感染症対策協議会に諮った上で、重症患者、中等症患者及び重症化リスクの高い患者を中心に入院調整を行っており、入院医療の必要性が高い患者は、確実に入院できる状況となっております。

また、宿泊療養や自宅療養についても、血中酸素飽和度を測定する機器でありますパルスオキシメーターを配布し、さらに宿泊療養者に対しては、常駐する看護師が健康観察を行うほか、それぞれの方の実情に合わせた適切な療養を提供する観点から、例えば家族全員が感染した場合など自宅で療養いただく際には、保健所が1日2回程度、電話で健康観察を行うとともに、医師・看護師等からの専門的助言を受けることができる相談窓口を設置しています。

こうしたフォローアップ体制を徹底することで、症状変化等の早期発見につなげ、必要な場合には迅速に入院医療を提供できるように取り組んでおります。また、患者の入院先の調整につきましては、三重県新型コロナウイルス感染症医療調整本部と保健所が連携しながら、患者の症状や居住地をはじめ、受入医療機関の状況などを総合的に判断して行っているところです。

例えば、北勢地域の患者であっても他の地域で入院いただくなど、患者の居住地域だけではなく、全県的に広域での調整を行うことで、県内どの地域の患者であっても必要な入院医療を受けることができる体制を整備しております。

今後も入院医療、宿泊療養、自宅療養を併用しながら、感染された方が安心して療養いただけるよう取り組んでまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

最初に申しましたように、信用はしております。本当にきちっとやっても

らっているんだろうなというのは確信しながらの質問でございますので、御安心ください。

続きますので、ワクチン接種について御質問させていただきます。

日本国内において、6月7日時点で、新型コロナウイルスワクチンを少なくとも1回以上接種した人数が1200万人を超えております。ちょうど10%ぐらいですね。医療従事者480万人のうち、もうほとんど100%に近い数字の方が受けられているということでございまして、あわせて、65歳以上の高齢者が約20%ちょっと超えたぐらいですかね、そこに来ているという状況で、3600万人のうち770万人ぐらいが受けて、少なくとも1回は受けているという状況でございます。

医療従事者への接種が大詰めを迎える中、65歳以上の接種が始まっております。そもそも、当初はワクチンの供給が追いつかないという状態で、三重県についても取組が開始されました。そういうことから、初期の段階では、いろんなトラブル等とも出ましたけれども、今では、ほぼほぼ安定して、政府が言っている7月末までの高齢者向けの接種完了というのは、めどがついてきている方向かなと感じております。

さらに、三重県におきましては、集団接種会場を北勢地域、中勢地域、南勢地域、それぞれの各医療圏に四日市大学、三重大学、県営サンアリーナの3会場を設けていただきました。6月12日以降は、合計3万1220回分、これを補うということでございます。各市町が進めている高齢者接種の加速化を図ったり、また、希望する市町へ医療従事者を派遣したりするなど、支援を行っていることも予定しております。このことは、県民が心強く感じていると思われまます。あわせて、国で問題化したワクチンが無駄となる二重予約などのトラブルを防止するため、三重県では各市町のシステムで予約を受け付ける、こういった配慮も行っておりますので、きめ細かな取組に私としても深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

さらに、今後、65歳未満への接種についても並行して始まっていくということですが、対象となる人数が多くなりますので、これまでの経験を踏まえ、

事前に対策・体制を整えておくことが大事だと考えます。新聞紙上では、航空会社、金融機関、商社、自動車産業などの多くの業種で、新型コロナウイルスワクチンの職域接種に動き始めております。このことは、高齢者接種終了後に考えられていた65歳未満への一般接種の早期拡大へつながると期待が持てます。

懸念されるのが、事業者側における医療従事者や会場の確保です。一方では、企業の産業医による職域接種という話も出ておりますが、企業の従業員は、複数の市町から、あるいは県外からも通勤しているということで、スムーズな接種を進める上で、集団接種会場のように県が主体的な役割を果たすべきだと考えますがいかがでしょうかという質問をしようとしておりました。

そうしたら昨日、知事の会見の中で、ものの見事にこれを答えていただいております、実は、6月8日の記者会見で、今日の新聞に出ておりましたけれども、新型コロナウイルスワクチンの職域接種、これを支援する組織をプロジェクト長、坂本課長を長として課長7人でプロジェクトをつくっているということで、これが職域接種支援プロジェクトということで立ち上げますと、このことについて、実は、今日この後説明があるんですね。ウェブでということで、さきの質問にまともに答えていただくような内容がもう既に進んでいるということでございます。あわせまして、事務職員でつくる職域接種支援チームを配置するというので、かなり進んだことを、私が質問しようと思っておったことを既にもう考えておられて、浅はかな一議員のこともなんか、とうに進んでいるよという回答がいただけたのかなというふうに思っております、それはさすがに鈴木知事だなというふうに思っております。そういうことで、安心してという、そんなことは言いませんので、こういう動きの速いこと、これは今後どういう人生を過ごされるか分かりませんが、もし総理大臣になったら、もうちょっと速いことをやっていただくというふうに思いたいなというふうに思います。

この質問については、あえて答えていただくなら答えていただきたいと思

います。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、職域接種につきまして、議員が、まだもう少しお知りにならないことかどうか分かりませんが、それを中心に、中身についてお伝えいたしたいと思います。

感染症の収束に向けて、早期に集団免疫を獲得するというのであれば、スピード感を持ってワクチン接種を進める必要があるということで、現在は高齢者接種の7月末までの完了を目指しておりまして、市町と共に取り組んでいると、より多くの方々に早期に接種いただけるようあらゆる方法を活用していきたいというふうに考えておりまして、今般、国から方針が示された職域接種についても、活用を検討すべき一つの方法と考えております。

ただ、そもそも職域接種につきましては、地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るという目的がございますので、各自治体の接種事業に影響を与えないということが肝腎でありまして、そのため、医療従事者や会場の確保などは企業等が自ら行っていただくということが大前提となっております。

また一方で、県の役割としては、企業から提出された接種計画、もう既に計画は提出できるようになっておりますが、接種計画を確認し、今申しましたように地域の接種に影響を与えないことを確認することになっております。けれども、ただ、企業等の方々にとっては、ワクチンでありますとか、医療体制等につきましては、必ずしもノウハウがあるわけではございませんので、十分かつ確かな情報の下で判断していただけるよう、きめ細かな情報提供をさせていただくほか、実施意向がある企業等の相談には丁寧に対応してまいりたいと考えております。その上で、実施への障壁がある場合には、各市町が準備している接種事業に影響を与えないという前提ではありますけれども、可能な限りの協力を行わせてもらうほか、企業等のニーズ把握等を進める中で、制度的な課題がありましたら、それを抽出し、国への要望、改善にも進めていきたいというふうに思います。

こうした職域接種を円滑に支援する体制を整えるということで、先ほど議

員もおっしゃいましたように、職域接種支援プロジェクト、それから職域接種支援チームを設置し、接種促進に向けた企画・調整等を進めることといたしまして、本日2時から企業等を対象として、ウェブですけれども説明会を行うこととしております。

そうした中で、今後に向けて県内のワクチン接種の促進のためということでございますので、県としても可能な限り支援を行ってまいりたいと考えております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） きっちり言わずもがなの新聞のとおりでございまして、ありがとうございます。

じゃ、続きまして、三重県まん延防止等の重点措置についてということで、この中では、いろいろとやられてこられました。そういう協力要請も主なものを抜粋して言いますと、重点措置区域内外を問わずに、20時以降飲食店の出入りを自粛する。また、生活の維持に必要な場合を除いて、日中も含め、外出、移動の自粛。それから、生活の維持に必要な場合を除き、県境を越えての移動の自粛。また、県外への通勤、特に緊急事態宣言が出ているところに行かれる出勤の方については、可能な限り在宅勤務、テレワークということで活用していただきたい。または、休暇の取得の推進などをやっていただきたいということ。それから、大人数での長時間に及ぶ飲食の自粛やら同居家族以外の人との飲食は少人数、短時間を励行と、それから、路上や公園での大人数、長時間の飲食自粛、それから、県外の人に対しては、私、国道23号線のバイパスを来るんですけども、道路情報板に表示が出ているんですよ。まん延防止が出ていて、県外から三重県へは来ないでくださいみたいな自粛要請が出ているようなものをやっております、まさに生活の維持に必要な場合を除いて、三重県への移動自粛をしてください。それから、飲食店の事業者に対しては、営業時間を20時までとしていただくと、それから、カラオケを行う設備を持っている場合は提供しないと、それから、入店時や店内における距離の確保、または利用者の整理・誘導ということで、一応防

止を図っていただく。それから、発熱している人、感染防止対策ということでマスクの着用や手指の消毒などに協力していただけない方は入場拒否をすると、それから、アクリル板の設置であったり、座席の間隔を広げたりということで、そういう飛沫感染防止等を図っていただく、それから、重点区域内については酒類の提供禁止ということで、これがすごく効いているかなというふうに思っております。

それで、まちのほう、私も鈴鹿市平田かいわいを中心に見回りをさせてもらっているんですけども、ほとんど閉まっているんですね。一部違法なお店がございまして、女の子らしい人が立っているんですね。あれは、あまりよろしくないなと思いながら、それは放っておきました。

そういうことで、要請のことについて、協力金ということで、今回、重点措置区域の市町につきましては、4月26日から5月8日までは1日当たり2.5万円から7.5万円、それで9日からは、まん延防止等重点措置がしかれましてから3万円から10万円ということで、増額を即されています。それから上記以外の区域についても、1日2.5万円から7.5万円ということで、今回、文句の出ないように三重県全域に広げている、こういったことがあるとか、あと三重県飲食店取引事業者等支援金として、飲食店の休業、時短営業または酒類提供自粛やカラオケ利用自粛の影響を受ける取引事業者、タクシー事業者、自動車運転代行事業者等に対しても支給対象ということで広げていると、それから、三重県の酒類販売事業者等支援金ということで、三重県内に事業所を有する酒類製造事業者または酒類卸売業者、酒類の小売業者など酒類販売事業者等への支給も実施されているということでございます。

こういったふうに、いろんな今までの第3波まで来たときにやったことの反省点を踏まえて、今回全てやっていただいているということで、対象の事業者においてはすごく評価されて、歓迎されている部分もかなりあるんだろうというふうに思います。そういったことで、時短要請に係る協力状況の確認、今回は4月28日から5月10日までの間で警察とも連携しながら、対象の

店を9149店舗見ていただいたと。その中で、99%の店が協力していただいているということです。ただ、この5月10日までですので、まん延防止措置等が出た後であれば、もっと守っている方、いるだろうというふうに考えますと、ほぼほぼ100%に近いお店が協力していただいているのではないかとこのように思います。飲食店等にとってはつらく厳しい協力要請ではございましたけれども、きちとこうやって100%に近い協力は得られた、このことは、鈴木英敬知事の指導の下、関係部局の地道な活動が実った成果だというふうに思いたいと思いますし、そうだと思います。安心して、この三重県はやっていけるということございますから。

そういうことで、質問に入らせていただきますと、このように非常に協力していただいた方がいっぱいいる中、一部、協力しない方はいたとしても、協力しているという人がこれだけいるんですけれども、県民の方々に本当にこれだけ真摯に取り組んでいただいた方をたたえるようなそういうクローズアップできる、そして県民の方にアピールできるようなそういう施策が今後考えていけないかなということ、こころ辺があればということで御質問させていただきます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 時短要請に多くの飲食店が協力いただいたことが感染防止対策に貢献しているということで、それについて、平畑議員からもしっかりとたたえてあげてほしいとおっしゃっていただきましたので、そのことについて、私は答弁させていただき、また、さらにそれを具体的に進める対策について、後に部長から答弁させます。

本県では、4月以降、急速な変異株への置き換わりや重症者数の増加などこれまで以上の対応が必要な局面を迎えており、5月7日発出の三重県まん延防止等重点措置においては、これらのことを踏まえ、生活圏を共にする愛知県や岐阜県、関西圏と連携した面的な対応により感染の拡大を防ぐため、飲食店の皆様に対し、感染防止対策の徹底や営業時間の短縮、さらに重点措置区域とした7市5町においては、酒類の提供を行わないことなど大変心苦

しいですが、これまで以上に厳しい要請をさせていただいているところであります。

こうしたお願いをするに当たり、県として御協力いただく飲食店の皆様を支援するため、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済会合等の場を通じて、現場の御意見もいただき、また先ほど平畑議員御紹介いただきましたように、要請の直接的な対象となった飲食店だけでなく、その影響等を受ける周辺の事業者の方々も含んだ形で、時短要請協力金や支援金、補助金などによる支援を行うとともにそれらの手続に関し、確実かつ早期に支給できるようコールセンターによる問合せ対応の充実や申請書類の簡素化など事業者の皆様へ寄り添った支援策を講じております。加えて、飲食店等の感染防止対策の確認や感染症対策に積極的に取り組む飲食店を見える化する認証制度の創設を行いました。

それから、厳しい要請でありましたけれども、対象となる全ての飲食店9149店舗の現地確認を実施しましたところ、直近99.0%という大変多くの飲食店の方々に営業時間の短縮の御協力をいただいたところであります。こうした御協力のおかげもあり、措置の実施以降、県内の新規感染者数は減少傾向が見られ、飲食店での感染数も減少しており、厳しい状況の中、要請に御協力いただいた事業者の皆様の貢献は間違いなく大きく、改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、感染状況は改善傾向にありますけれども、病床占有率や重症者用病床占有率は引き続き高い水準で推移をしており、医療提供体制への負荷は依然として厳しい状況が続いております。ぜひ、県民の皆さんにおかれましては、事業者の皆さんにおかれましては、国の定めたまん延防止等重点措置の期限であります6月20日までに、措置を解除できるよう、あと一息、ぜひ一緒に取り組んでいただきますよう改めてお願いを申し上げます。

県としましても、引き続き感染状況を踏まえつつ、事業者の皆様が必要とする支援を可能なものから速やかに実施するとともに、必要に応じ国へ要望

していくなど事業者の皆様に寄り添い、命と経済を守るため全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） 感染予防対策に取り組む飲食店の周知について、御答弁申し上げます。

コロナ禍にあっても、県民の皆様が安心して飲食できる環境づくりを進め、経済再生へとつなげていくためには、業界ガイドラインに沿ってアクリル板の設置、適切な換気対策などを積極的に講じていただいている飲食店の安全性を広く県民の皆様方へPRし、応援することが極めて重要であると考えております。

このため、感染予防対策に取り組む飲食店を応援するためのみえ安心おもてなし施設認証制度、あんしんみえリアを創設いたしました。この制度におきましては、適切な換気や定期的な消毒など55項目の認証基準を満たす飲食店を県が認証いたしまして、ステッカーを交付するほか、県がつくる専用のホームページで御紹介や御利用を促すキャンペーンなど、様々な取組を通じまして認証店を積極的に紹介してまいりたいというふうと考えております。加えまして、認証店も店独自に行う感染予防対策の取組を、県がつくる専用ホームページでアピールすることができる仕組みとなっております。また、県民の皆様方にとりましても、安全・安心な飲食店であることが一目で分かるよう、認証店におきましてステッカーを掲示してもらおうこととなっております。

本制度を県内全域で着実に進めていくため、引き続きその内容を分かりやすく事業者の皆様へ周知いたしまして、1軒でも多くの飲食店の認証へつなげていくとともに、認証店が安全・安心なお店であることを広く県民の皆様方へPRしてまいりたいと思っています。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

では、続きまして、県立高校のICT環境についてお尋ねいたします。

令和3年3月12日付で文部科学省から初等中等教育局長名で各都道府県の教育委員会教育長及び各都道府県知事に宛てて出されている文書ですが、GIGAスクール構想における高等学校の学習用コンピューター等のICT環境整備の促進についてというのがございます。これによりますと、GIGAスクール構想の実現に向けて、文部科学省としては、小学校、中学校段階のみならず、高等学校段階においてもICT環境が整備される、これを急務と考えており、令和2年12月8日に閣議決定された国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策では、義務教育段階で、本年中に1人1台端末環境が整備される中、高等学校段階に含む各教育段階において、ICT化、オンライン化を推進し、誰一人取り残されることのないようデジタル社会にふさわしい対面指導とオンライン、遠隔教育のハイブリッドによる新しい学び方を実現していくとしています。

また、令和3年1月26日、中央教育審議会から答申された令和の日本型学校教育の構築を目指して、小学校、中学校段階のみならず多様な実態を踏まえつつ、高等学校段階においても、1人1台端末環境を実現するということを言っておりますが、これは結局、三重県の小・中学校においては、ある1校だけちょっと納入の関係で未整備ですが、ほとんどの学校でも整備されている。この子どもたちが来年の令和4年4月には高校に入学してくるわけですね。それに対応するためのことでございます。

ちょっと、ここでフリップを見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）まずこれですね。これは、ここにありますように三重県はちょうど真ん中付近で、40%ぐらいが実現しているということでございます。もう一つこれを見ていただきたいのですが、（パネルを示す）これで円グラフのほうにありますように、見ていただきますと分かりますけれども、公立高等学校における学習コンピューターの令和2年度の整備見込みということで、42自治体の中で1人1台端末を整備目標としておると、その中で、令和3年度までに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を利用して、設置者負担、要するに県側で負担するということでございますけれども、これ

をする自治体が16自治体、それから逆に保護者負担によって端末を整備する自治体、これが15団体、ここに三重県も位置しているわけでございます。

そういった中で、保護者要負担ということで、県の考え方もそうなんだと思いますけれども、BYOD方式というので、要するに自分自身のデバイスを持つということでございますけれども、そういったことで進める場合には、学校設置者として整備方針や考え方等を丁寧に説明しながら、保護者の理解を得ることが必要であるとしています。その際、経済的困窮等での理由で端末を準備できない家庭に対しては、国の補助制度も活用しながら積極的な支援を行うこととされております。こういう中、今、貧困というのは、例えば7人に1人が貧困というふうにカウントされるという時代でございますから、高校入学時においては、制服代であったり、教科書代等をはじめ、通学に必要な日々の定期代、また自転車の費用など数十万円の費用がかかります。これは、私の孫も高校に入ったのでよく分かる話で、まさにそうだなというふうに思っておりますけれども、そういうことで、返済不要の就学支援金や奨学給付金などがあるとは言いながらも、新しい生活においてお金が要するという中で、あえて保護者負担でお金が必要になるようなところを選んだのかというところがちょっと疑問が残ります。

これが悪いと言っているわけじゃなくて、一人ひとり自分のパソコンを持ってやること自体は非常にいいことだと思うんです、将来的には。ただ、この二、三年、中には新型コロナウイルスの問題で解雇になった家庭もあるわけで、そういったのは聞いていますと悲惨な感じだなというふうに思いますので、この二、三年だけでもそういうのをできなかったものだろうかということから質問させていただきます。積極的な支援ということでありますので、そこら辺も含めてお話いただければと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高校の1人1台学習端末の整備を保護者負担とさせていただく考え方、それから保護者の方々への説明等について御答弁申し上げます。

議員、御指摘ありましたけれども、文部科学省では、児童・生徒の1人1台端末、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想を推進しており、小中学校では令和3年度から1人1台端末を活用した授業が行われています。

高校におきましても、一定数の端末、各普通教室へのプロジェクター整備を進めておりますが、一人ひとりの特性や到達度に応じた学習を展開し、生徒が自ら最適な学習を選択する個別最適な学びや多様な意見を共有し合意形成していく協働的な学びを効果的に進めるためには、1人1台端末が不可欠だと考えています。

この学習端末は、授業で日常的に活用するだけではなく、家庭においても、学校から事前にオンラインで配信される教材や動画による予習、授業実施後に配信される課題プリントによる復習やその提出、授業で使用したオンデマンド教材を繰り返し視聴することなどにより、学習習慣の定着と学習内容の理解が進みます。さらに、生徒が自分に適した学び方や興味・関心のある分野の学びを意欲的に選択して学習したり、活用したいアプリを自由にインストールしたりすることができることが大切になります。こうしたことから、令和4年度入学生から保護者に負担いただく形で、1人1台学習端末により、学校と家庭での学習が切れ目なくつながる新たな学びを推進していくことといたしました。

現在、保護者の負担を少しでも軽減できるよう各高校に対して、副教材やその他物品の精査など、入学時に必要となる経費の縮減に向けた見直しを指示しております。

また、令和4年度に高校に入学する現中学校3年生とその保護者に対して、学習端末の必要性や活用方法などを丁寧に伝え、その購入をお願いするチラシを1学期末に配布したいと考えております。また、各学校では、夏休み以降のオープンスクールや学校説明会において、入学後の学習端末の活用などに係る案内を予定しております。中学校のPTA連合会や各高校のPTAに対しても丁寧に説明を行ってまいります。

経済的な理由により準備が難しい場合には、各高校に整備している学習端末を貸与することで対応いたします。また、高校生等奨学給付金を受給する家庭に対しては、家庭での通信料相当として年間1万2000円が給付されることとなっており、これらにつきましても適切に周知をしております。

現在、県教育委員会では、こうした学習端末の調達と購入方法について、他県の状況も参考にして、保護者がより安価で購入できる方策などについて検討しております。また、各高校にICTを活用した教育実践について、指導、助言を行うとともに、県内で先行して1人1台端末での学習に取り組み始めた高校の状況を他校に共有することで、ICTを活用した学びが一層効果的なものとなるよう努めてまいります。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） よろしくお願いたします。本当に困っている方、お見えになりますので、お願いたします。

それでは、ちょっと時間も押してまいりましたけれども、横断歩行の安全確保ということで、これは昨年もよく似た質問をさせていただきました。このことで、今年の3月に、第11次の三重県交通安全計画（中間案）が出されまして、令和3年度から令和7年にかけての計画案、これが出されておまして、三重県交通安全対策会議の中から示されております。

昭和46年以降、10次、50年にわたり三重県交通安全計画を作成し、国や地方公共団体並びに関係民間団体等が一体となって道路、鉄道における交通安全対策を強力に推進した結果、三重県におきましては、1年間で331人もの方々が亡くなってございましたけれども、交通戦争と呼ばれた昭和45年、この辺に比べまして、昨年の交通事故死者数は73人とほぼ5分の1まで減少しております。交通統計が残る昭和29年以降で最少となりました。

また、死傷者数についても、昭和45年に比べ、1万4809人ということでしたけれども、昨年は3805人ということで、1万人以上減少させることができました。これは、三重県警並びに県や市町、それから関係民間団体等の努力の成果だと思えますし、ここについては感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、依然として交通事故の危険性は常に隣り合わせであるということでございますので、ここについて、第11次の三重県交通安全計画、この概要の中に書かれておりますように、基本理念として交通事故のない社会を目指してということ、それから歩行者等を優先した交通安全思想、それから高齢化が進展しても安全に移動できる社会の確保、それから道路交通安全対策の中では、子ども及び高齢者の安全確保、安全・安心な歩行空間の整備推進と歩行者保護の機運醸成、生活道路における安全確保、新しいものとしては、横断歩行者の安全確保とここが入れられております。

こういった中で、目標は交通事故死者数を今年の令和2年が73人でしたけれども、55人以下に令和7年度にはするという目標を掲げておりますし、交通事故による重症者数も491人から400人以下にするという目標を掲げております。こういう中で、横断歩道の数は1万7690本、ざくっと1万8000本と考えていただければよろしいのですけれども、更新時期が来ているのが、昨年度の場合で7300本ございました。7300本ある中で、普通に行けば、1万8000本を割りますと、1年間2200本引き直しが必要だという計算になります。昨年度は、予算を多めに取っていただきましたので、1500本ぐらい大目に引いていただいたんですかね。3700ぐらい引いていただいたと思うんですけど、それのことによってかなりの数は減ってまいりましたが、依然6000本ぐらいは消えた状態で放置されているということでございます。これも20年前に比べますと、20億円近くあったのですね。全体の予算が、それがこのところは、もう4億円切っているという平均値になっていまして、たまたま、令和元年度と令和2年度は増やしていただいたので、そのところは徐々に回復しつつあるんですけれども、令和3年度はさらにそれをアップしていただく、この傾向を令和3年度の予算措置を今後も何年か続けていかないと、あるべき姿の横断歩道、ここにならないんだろうというふうに思っています。

あるべき姿ということで、このフリップを出していただきたいんですけれども、（パネルを示す）これ、上が消えかけた、要はもう更新時期が来ている横断歩道、これを塗ったものが下で、ビフォー・アフターの写真になって

いるんですけども、やっぱりこれで、大分視認度は違うと思うんです。目で見ると訴え、やっぱり交通安全という意味では、消えている横断歩道というのはあまり意識しない、これは当然の話であります。こういったことですね。これが既に6000本ぐらい放置されているという状態でございまして、私はこの横断歩道の引き直しにこだわる理由の一つは、やっぱりどうしてもあるべきものをあるべき姿に戻すという観点の一つ。もう一つの理由は、信号のない横断歩道におけるJAFが調査している数字ですけども、これ、昨年も紹介させていただきましたが、2018年は1.4%で45位です。その次の年が3.4%で47位で最下位になっております。昨年は、27.1%で14位まで上がったんです。順位としてはすごく飛躍しているんですけども、やっぱり4台に1台しか止まらないという現状がある。長野県はといいますと、4年連続1位ですけども、72.4%、4台に3台が止まると。この差は何だろうというふうに考えていったときに、やっぱりきちっと歩き、それは当然、小さい頃にきちっと手を挙げて挨拶しておった子が運転手になっているからそういう流れになっているんだと思うんですけども、ただ、一つ言えるのは、この横断歩道が消えている状態が放置されている。ここに、ちょっとした問題があるんじゃないかなというふうに考えます。そういうことを聞きますと、この横断歩道が消えかけている、ここを放っておくのはどうかなということ、そういったものを考えて、今後の警察本部としての考え方を教えていただければと思います。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） お答え申し上げます。

まず、横断歩道の塗り替えについてでございますが、議員御説明のとおり、現在、県内の横断歩道は約1万7690本ございます。横断歩道は施工後8年を経過いたしますと著しく摩耗いたします。したがって、年平均2200本分の塗り替え、これは最低限必要になるというふうに考えております。

令和2年度当初予算では、約1300本の横断歩道の塗り替えを予定してございましたが、予算を効率的に執行するなどの措置を講じることによりまして、

約2000本の塗り替えを行いました。本年度当初予算では、横断歩道の塗り替えを集中的に進めるため、前年度当初の約3倍となる3700本の予算を計上してございますが、御指摘のとおり、これまでの塗り残し分の解消には至っておりません。

そこで、今後の横断歩道塗り替え整備の考え方でございますけれども、来年度も横断歩道の通常の更新分2200本に加えまして、これまでの塗り残し分を相応に加算した数の予算が必要というふうに考えてございます。著しく摩耗した横断歩道では、運転者が横断歩道を認識できず、横断歩道での一時停止義務を課す規制効力までも失うことになりかねないということでございます。

引き続き、横断歩道はもとより、実線、停止線等を含めた道路標示の塗り替えにつきましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、昨年7月から県土整備部の呼びかけで、国土交通省、県警察で三重県内道路路面標示連絡調整会議というものを立ち上げまして、路面標示の維持管理について情報共有を進めております。

今後も関係機関と連携いたしまして、道路利用者の安全確保に向けた積極的な取組を行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、横断歩道における一時停止についてでございます。

信号機のない横断歩道の一時停止率につきましては、これは県警察が県内36か所を独自調査した結果、令和元年が20.7%、昨年は36.3%と一定の改善が見られておるところでございますが、依然6割以上が止まらないという現状でございます。そこで、一時停止率の向上方策ということでございますけれども、みえ県民ビジョン・第三次行動計画において、横断歩道の停止率を令和5年度までに60%以上にするという目標を掲げております。

県警察では、運転者に対しては交通安全運動や免許更新時の講習等で横断歩行者の安全確保について周知を図るとともに、交通弱者を守る交通ルールの徹底に向け、横断歩行者妨害取締りや生活道路における速度違反取締りを強化しております。

また、歩行者に対しては、正しい横断方法を実践してもらうという観点から、子どもや高齢者を中心とした交通安全教育のほか、今度の7月から横断歩道ハンドサインキャンペーンと銘打ちまして、全ての歩行者を対象にした啓発活動を展開することとしております。

引き続き、交通安全教育、交通指導取締り、そして安全施設整備など、一体となった取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後に山岳遭難事故についてお尋ねいたします。

もう時間も押していますので、簡単には行きたいと思いますが、三重県には鈴鹿山系から始まって布引山地、高見山地、紀伊山地と、ずっと山が連なっているという山国、山の県ですよね。そういった中で、特にデータを見ますと、やっぱり鈴鹿山系の山、ここでの事故が非常に多いということでございます。そこで、高さも、三重県の場合は、一番高いところで1695メートルの大台ヶ原山ということになっておりますが、そこを除きますと、大体1000メートルから千二、三百までのところで収まるような登りやすい、比較的初心者でも行きそうな山が多いということですよ。そういうところにやっぱりあるものですから、みんながそういうふうに行くのじゃないかなということでございます。

令和2年度の山岳遭難発生状況というのが出ておまして、これは警察本部が出しているわけですが、発生件数、これは総避難者数が79人、そのうちの死者が5人ということでございます。令和元年も96人出て、死者数が5人ということで、5人から7人程度の死者が出ているということでございます。遭難の特徴は、県外居住者が5割以上、それから道迷いが42%、60歳以上の高齢者が五十数%ということございまして、結構ある中で発生山脈は先ほど言いましたように鈴鹿山系で7割以上を超えております。それから、上り下りという意味では、当然、下山中が6割を超えているということでございますし、特筆すべきは、やはり登山届、これがいろいろ言われてい

中で出ていないのが7割近くあると。たまたま事故に遭われた方をこうやって調査していますから、これがランダムサンプリングという考え方をすれば、当たっているのかも分かりませんが、少なくとも7割の方は登山届を出していない。こういう状況で事故を防ぐのは大変なことだと、今、当然スマートフォン等々皆さんお持ちですから、そのアプリで、位置情報は結構つかみやすくはなっていると思いますけれども、そういったことで非常に難しい状況があつて、簡単なミスで事故を起こしているという状況でございます。これを、やっぱり減らしていこうということを考えたときに、どういう対策が打てるのかなということと併せまして、登山計画書を出すということは必要性があるんじゃないかなというふうに考えておまして、こころ辺の積極的な啓蒙活動等があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔佐野朋毅警察本部長登壇〕

○警察本部長（佐野朋毅） お答え申し上げます。

県警察では、登山に適したウエアの着用等々、あるいは余裕を持った早めの登山、下山、複数人による登山、こういったことについて、登山口において、登山者に直接呼びかけるほか、県警察のホームページやツイッター、あるいはテレビ、ラジオ等の各種媒体を活用した幅広い啓発活動を実施しております。

また、新たな取組として、昨年7月から山岳遭難の発生場所や山岳パトロールで把握した危険箇所についての情報を登山用コミュニティーサイトに提供することで、登山者の目に触れやすい情報の発信を行っております。

また、登山計画書、これは非常に重要なものと認識しておまして、広報、啓発に努めておりますが、計画書が実際に提出されたものが約3割にとどまっておるという状況でございます。こういったことでございますが、昨今のスマートフォンやインターネットの普及等に鑑みまして、昨年12月には、公益社団法人日本山岳ガイド協会が運営する登山用アプリに登録された登山計画を県警察においても閲覧できる協定を締結しておまして、また、同ア

プリへの登山計画書の提出を呼びかけております。また、現在、県警察のホームページから登山計画書の提出ができる仕組みの構築について検討を進めているところでございます。

山岳遭難を防止するためには、登山者に対する情報発信、安全指導が不可欠でございますので、こういった登山計画書の提出を含めまして、引き続き、関係機関と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

〔4番 平畑 武議員登壇〕

○4番（平畑 武） ありがとうございます。

山岳の遭難というのは、これは全世界で起こっているわけですし、特に登山計画書を出さない、例えば外国なんかはパスポートを預けるというルールがあって、遭難した場合は必ず分かるんですよ。日本の場合は、誰が山に入っているということ自体も分かりませんので、そこら辺は重要なと思います。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

これで終わらせていただきます。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。47番 前野和美議員。

[47番 前野和美議員登壇・拍手]

○47番(前野和美) 大変お疲れのことと思いますが、1時間だけお付き合いをいただきたいと思います。

このマスクの姿が、もう生活の一部になって1年以上経過をしました。

マスクをしているとなかなか人の表情がつかめなかったり、初めて会った人の顔を覚えるのが非常に難しい、そんなこともあって、しかし、目は心の窓とか、目は口ほどにものを申すところ言うのですけれども、実は西場議員と中村議員、中瀬古議員、そして津田議員が4月10日に、ひきこもり支援フォーラムというのを開催していただきました。

私が、そのときに写真係を頼まれて、そして、大きなこんな望遠レンズを持って会場に乗り込んだのですが、室内の会場ですので感度を上げて写真を撮らないとなかなかうまく撮れないので非常に苦労したのですが、そのときにやはりマスクをしながら話してもらった知事の姿、そして津田議員の姿、フォーラムにパネラーとして参加してもらった方の表情もしっかり撮ろうと思って、ファインダーからずっとのぞきつめにしていたんですが、やはり政治家というのは違うんだなとそのときにつくづく思いました。

知事がものを言うときに、やはり目がしゃべっているんですね。口がしゃべっているんじゃないに目がしゃべっている。津田議員にもまさにそれに負けないような目線でものを言うていただいています、すばらしい写真が撮れたと私は自負しているんですが、CDのほうを配らせていただいたので見ていただいたと思うが、そんなことを最近、このマスク越しでいろいろ考えるような日々が続いております。私の家内は、家に帰るといつもマスクして、私が外に出ているものですから、新型コロナウイルス感染対策かなと思っているのですが、そんなことで日常、みんながこうやって苦労して生活をしているのは現状ではなかろうかなと思います。

長話になりましたが、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、高齢者ワクチンの接種について伺います。

新型コロナウイルスワクチン接種期間は、令和3年2月17日から令和4年

2月までの予定で、医療従事者からの接種が始まりました。医療関係者は2月19日から接種が始まりましたが、今日は6月9日ですから、ほぼ医療関係者への接種は終わりかけているのかなとそんなふうに思っています。高齢者への接種は早い市町村では4月12日から開始されたという報道がありました。

三重県が行ったワクチン配布は、高齢者人口の多い地域からということで、まず1箱ずつ配布をされましたが、4月5日の週に津市と四日市市に配られて、4月12日の週には桑名市をはじめ10市町に配布していきました。4月19日の週にはいなべ市をはじめ11市町、4月26日の週には木曽岬町はじめ、6町に届けられました。5月3日の週には29市町全て2箱ずつ届いて、3箱目からは高齢者人口に応じて配布されたこととなります。

2021年5月24日、これ、テレビなんですけど、ワクチン接種最新実績として、都道府県別に高齢者の接種率がNHKで報道されました。その数字の情報は、厚生労働省が集計した数字だというふうに思うんですが、接種を終えた人の割合は和歌山県がトップで、三重県は何と最下位と、最下位に甘んじるといふ不本意なことになっておりました。

厚生労働省のこの議場でも話題になっておりましたが、VRSを使ったワクチン接種システムを使って、全国を集計しているということですが、それを4万台のタブレットを市町村に配布して、このタブレットが非常に使い勝手が悪いとあまり評判がよくないことによる接種記録ですので、そのままのみにして三重県だけが特に悪いと思いたくはありませんが、県民にとっては、あまりうれしくないニュースであったのかなとそんなふうに思っています。

5月11日、私が住まいをしています津市の前葉市長から、津市の集団接種会場の予約状況が示されました。津市の場合、高齢者集団接種の予約は5月1日から始まって、新型コロナウイルスワクチン接種は5月13日から開始するとされて、スタートいたしました。集団接種は、3万8000回の枠のうち84%の予約が埋まり、私の近くの久居インターガーデン接種会場の予約は8月7日まで予約が埋まり、新しく予約ができるのはそれ以降と発表されまし

た。7月中の接種完了は難しいとして、個別接種を活用するよう促したり、新たな会場の確保を検討しているとそんな記者会見でございました。

津市の場合、個別医療機関での接種希望は5月12日から受付を開始します。接種は5月24日からですよということになっておりまして、これは、私の経験を少し話しさせてもらうんですが、私もかかりつけ医の先生がおりますので、個別接種を選んで5月12日にそのお医者さんに電話いたしました。新型コロナワクチン接種の受付は午後2時からですよと言われてまして、2時以降に電話をしましたが、話し中ばかりで、その日はつながらずということになってしまいました。翌日の13日の午後には電話を入れましたら、木曜日の午後は休日ということになっておりまして、運よくいいですか、院長先生が電話に出いていただいたので、予約受付をお願いしたんですが、事務局でないかと詳細が分からないということで、明日の午後2時以降に電話をしてください、伝えておきますからと。こんなことでございまして、翌日午後2時から電話のリダイヤルを使って、2台使って、リダイヤルでかけづめにかけたんですね。ようやく4時ぐらいにつながったんですが、新型コロナウイルスワクチンの予約をしたいのですがとお願いしますと、院長先生から聞いております。日にちは決められませんが8月に入ってからになります。それでよろしいかと言われ、日にちは医院から後日連絡しますとして、仮予約という形で受け付けていただきました。何人分接種していただけるのか、その医院では分かりませんが、たった1日で予約いっぱいになったことになります。集団接種会場も予約がいっぱいでございましたので、どうしたものかと思っただけで思案をしていたんですが、自分でパソコンをいじっておりましたら、厚生労働省の予約確認アプリ、これを見つけまして、接種予約状況が確認できるということで、いわゆる空いている個別予約医療機関を見つけて、運よく申し込むことができました。もちろん、仮予約はキャンセルをさせていただいたところですよ。

その予約サイトを見ていると、津市の場合、125の個別医療機関に協力いただいております、その予約状況を確認することができます。この質問書を

つくっているちょうど6月4日の時点で、125医療機関の状況を見てみたのですが、6月4日時点です、21医療機関で予約オーケー、3医療機関で少し空きがあります。こんなふうになっていました。予約できない人は、この厚生労働省のこのサイトから確認予約していただいて、うまく電話でつながりますと7月中の接種も可能かなと、そんなふうに思っています。高齢者だけの家族だとか高齢者の一人家族ですとネットの環境もないので、またスマートフォンも使えないこういった人たちは、このサイトの利用が難しいということになります。新型コロナウイルスワクチンの接種を希望している方々に、県や市町がどのようにアプローチをするかというのが重要な課題になっていると思っています。三重県でも集団接種会場を設定いただき、高齢者の接種状況について、順調に、あるいはスピードを上げて接種が進んでいると思わせていただいております。

そこで、4点お伺いをさせていただきます。

これは、県民の皆さん方から、私によくどうなってんのやと聞かれるような内容でございますので、そんな難しい問題ではございませんが、さきにも述べました医療従事者の新型コロナウイルスワクチン接種、これはどこまで進んだのでしょうか。市町に一箱ずつ配った新型コロナウイルスワクチンの分配方法は公平性を保つためということですが、先に届いた新型コロナウイルスワクチンの使用はどのように使われたのかお尋ねします。

2点目ですが、現在では高齢者接種分以外にも県内市町に十分な必要量が届いていると思ってもよろしいでしょうか。接種券に同封されている接種協力医療機関として登録されている以外の医療機関でも接種可能と聞きますが、そうした医療機関に新型コロナウイルスワクチンは十分に行き届いているのか、余剰ワクチンが出た場合、無駄に廃棄されることがないのか、そんな確認はどのようにしておられるのか教えてください。

3点目ですが、県が示す余剰ワクチンの優先順位、第1弾に引き続いて、第2弾、第3弾もあるのかどうか確認させてください。

4点目、政府が6月中旬をめどに新型コロナウイルスワクチン接種を示し

た方向では、企業での新型コロナウイルスワクチン接種は家族や下請やアルバイトの接種も、それぞれ主体で考えてやってほしいと、大学では生徒も含めた接種を要請しております。公立学校の小学校、中学校、高校、幼稚園の先生も大学での接種が可能と判断が示されておりますし、このことは6月中からスタートするというので、こうなってきますと自治体の接種券が、発行が間に合わないのではと心配しております。接種者の把握にそごが生まれる心配はないのかなということでございますが、市町の接種券配布の動向はいかがになっているのか、この4点、お聞かせいただきたいと思っております。

〔中尾洋一医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（中尾洋一） それでは、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種を中心に、4点御質問いただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者接種に先立ちまして、医療従事者の接種を始めたわけですが、医療従事者の接種につきましては約6万4000人を対象としております。その中で、3月末以降に対象者となった医学生でありますとか学生さん、それからどうしても体調とかいろんな状況でまだ接種できない方もみえますですけれども、おおむねこの6月15日をめどに医療従事者のほうは接種が完了したというような状況でございます。まだどうしても、その後に接種が残っている方はみえますけれども、おおむね完了したということでございます。

その後に高齢者の接種となったわけですが、高齢者を対象とした接種につきましては、4月からの新型コロナウイルスワクチンの供給が始まり、必要な新型コロナウイルスワクチンが6月までに供給されることとなっております。確かに4月当初は供給量が少なく、全ての高齢者に対して予約枠を設けることができなかったということもありますので、まず高齢者施設の入所者を対象に、接種を始めた市町が多いという状況でございましたが、5月に入り、新型コロナウイルスワクチンの供給も一定数が見込めることとなりまして、各市町において順次個別接種や集団接種が進められているところで

す。高齢者接種の実績につきましては、一件一件の実績を回収した接種券により登録するVRS、御心配いただいておりますVRSのデータを国が公表しております。本日現在では、1回目の接種率が26.3%ということで、市町の御努力によりまして、接種率も26.3%というふうな状況になっております。

全ての市町からは、7月末までの高齢者接種が完了する見込みという回答をいただいているところをごさしまして、実施主体となる市町におきまして、集団接種会場やそこでの接種対象者を増やしていただくことや、あるいは既に予約した方の予約を変更していただくといったことで、接種の前倒しに御努力いただいているところですが、その中で、医療従事者の確保等に苦勞している状況も見受けられたところ、県としましても、より一層接種が円滑かつ迅速に進むよう、市町はもとより県内各地の病院、それから医師会、関係団体等と緊密に連携しながら、市町からいただいた御要望も踏まえ、新たにワクチン接種に協力いただく医療従事者を確保して、要請があった市町に派遣するほか、先ほど議員もおっしゃいましたように県内3か所の集団接種会場を開設することとしておりまして、そのうちの三重大学接種会場では、今週末の6月12日土曜日から接種が始まるという運びとなっております。

引き続き、希望する高齢者の方への接種が7月末までに完了することを目指して取り組んでまいりたいと思います。それが一つ目でございます。

次に、接種登録医療機関へのワクチンの配布ということでございまして、高齢者を対象とした接種につきましては、各市町の接種計画に基づいて進められております。かかりつけ医の患者のみを対象に個別接種を行う医療機関の場合は、医療機関の希望により市町が医療機関名を公表していない事例があるということは把握しております。

しかしながら、そのことにかかわらず各市町においては、接種計画に支障が生じないよう個別接種を行っていただく全ての医療機関に対して、当然に必要なワクチンを供給しているものと認識しております。それが2点目でございます。

それから続きまして、3点目ですけれども、高齢者接種に次ぐ優先接種の

対象者の指針ということに関してでございますけれども、高齢者に次ぐ接種順位といたしましては、基礎疾患を有する者、それから高齢者施設等の従事者とされておりますが、国から示された基礎疾患がある人と同時に疾患のない一般の方への接種を並行して進めていく、という方針やそれから市町からの要望を受けて、基礎疾患を有する方などの接種の機会が損なわれない範囲で、必要性が高いと考えられる方への接種を検討していただく際の参考として、今回は指針をお示しさせていただいたところでございます。

具体的には、市町の意見も踏まえた上に、主にクラスター防止という観点から、福祉や介護、教育の関係者に接種いただけるような内容となっております。例えば、保育所・幼稚園、認定こども園の従事者、高齢者・障がい児（者）の通所、居宅サービス事業者等の従事者、小・中学校・高等学校・特別支援学校の従事者等を例示させていただいております。これらにつきましては、特段優先順位があるということではなくて、各市町の接種の進捗状況や対象となり得る方の人数等を総合的に勘案した上で判断していただくこととしております。今回、第1弾ということで、指針をお示ししましたが、引き続き市町が効果的、効率的に接種を進めていけるよう国の動向等も踏まえて、ワクチン接種の進め方については、また市町と共に随時検討を続けていきたいと考えております。

それから、最後に、職域接種を円滑に進めるための接種券の配布についてでございます。

職域接種につきましては、対象となる企業の従業員、それから大学の学生等の住所地が多岐にわたっておりまして、複数の市町にまたがる事例ですとか、県域を越える事例も多いことから、市町における接種券の発行とか、そういった管理が課題となっております。

国においては、職域接種について、接種券が届く前でも接種を可能としておりまして、接種した後に、企業や大学において、本人から接種券を回収の上、予診票に添付、請求等を行うという手順を想定しております。しかしながら、より迅速で円滑なワクチン接種を進めていくためには、接種券の発行

が重要であり、国は市町に対して、職域接種が6月21日から最短で開始されることも念頭に、6月中旬をめどに接種券の送付に向け準備を進めることを求めています。

県としましては、職域接種に係る情報を積極的に収集し、市町が接種券の発行、それから管理を円滑に遂行できるよう支援していきたいと考えております。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

早くからもう時間、押してきましたので、再質問はしたいなと思っておったんですが十分理解しましたので、しっかり高齢者ワクチンが一日も早く接種が終わるように、私たちも望んでおりますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

ちょっと一つだけの提案というのですか、今も個別医療機関で余裕があるところがあるというふうに申し上げましたよね。ここへやっぱり誘導せないかんのですね。まだ待機して、接種の日が決まっていない人たちを、これは一つ知恵を出していただいて、ひとつよろしく対策をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた安心・安全対策について、館議員から細かく詳細について質問いただきましたので、かぶるところがあるかも分かりませんが御理解いただいて、私なりの質問にさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

東京2020オリンピック、これの大会まで今日から数えてみますともう44日しかないんですね。政府は、開催する方向で検討を積み重ねていると思いますが、開催するか中止するか、世論の動向も気になる、まさに霧が晴れぬまま進むカウントダウン、そんなふうに思っております。

コロナ禍の東京五輪開催に否定的な世論がまだまだ根強く、多くの人が自粛、制限をする中で、五輪だけが特別扱いで開催されるという疑問の声もあるの

も事実です。アスリートの皆さんへの新型コロナウイルスワクチン接種も I O C がワクチン費用を負担することが決定されまして、まさに開催することを前提に選手への新型コロナウイルスワクチン接種が始まっています。日本の代表選手はもちろん、海外から来る選手団もコロナ禍の制限を受ける中、海外選手や関係者は日本を楽しむこともできなく、選手村や競技場での国境を越えた選手同士の交流も強く制限されることになると思います。そうした中、淡々と競技に向かい、自己最高のパフォーマンスを出すしかない選手の皆さんの心境を思いやるとやるせない、そんな気持ちになり、気の毒だなど思わずにはられません。

私たちは、そうした選手の真剣勝負を競技場やマラソンのような路上で声援するにも一定の制約がかかることは仕方がないことですが、テレビや SNS で報道されるたびにアスリートのパフォーマンスに一喜一憂して声援を送ることは間違いないものと思います。前日、政府は新型コロナウイルス感染症対策分科会の先ほども話がありましたが、尾身会長による話ですが、本来はパンデミックで五輪をやるのは普通はやらないよなど、こんなことで規模を縮小し最小限で、というそんな発言が出ておりました。私も全くそのとおりでなというふうに思っていますが、政府は国民のそうした不安を払拭して開催するためにも一段も二段もギアを上げて新型コロナウイルス感染対策に努力する必要があると思っております。

三重県でも東京2020オリンピック・パラリンピックに引き続いて、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されることになっています。この質問をするために、執行部当局に事前に聞き取りをさせていただきました。三重から示す！新しい国体と大会モデルを今大会で示し、つくり上げていくと力強い言葉で語ってくれましたので、少し安心しておりますが、開会式・閉会式は三重県が担っていただくということになっておりまして、まさに新型コロナウイルスパンデミックの中、安心して安全に盛り上げることができるのかいささか心配なところも感じております。オリンピック・パラリンピックの感動の熱が冷めやらぬ中、まさにソーシャルメディアを駆使して、選手やボ

ランティアで参加する人たちはもちろん県民や国民に感動を与える式典を開催していただきたいというふうに思っています。

2点質問します。

まず1点目ですが、開会式・閉会式の式典や各競技大会が安心・安全に行われるためには、競技会を開催していただく市町との取組について、統一した運営に向けての十分な話合いができていいのか心配をしています。スポーツ協会、障がい者スポーツ協会、各業界団体協議会のガイドラインを参考にして、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会では、新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを示して、市町競技会場での運営指針として策定したと聞かせていただいております。コロナ禍の中ですので、関係者が集まって話合いをする、これは難しいことございまして、関係者間の十分な意思統一ができて、何の不安や不備もなく、安心・安全に大会が開催できるのかということをお尋ねしたいと思います。

2点目は、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催のリハーサル大会が令和2年度には39大会のうち38大会が中止になっています。これも館議員からそんな話がありました。新型コロナウイルス感染症の影響によって、こんな厳しい状況にあるわけでありますが、いまだ私たちに勇気や感動を与えてくれるスポーツは参加したい、応援したい、見たいと思う人もたくさんおっただきます。開催まで100日ほどになりましたが、三重とこわか国体・三重とこわか大会は不変のものとして、知事は開催すると館議員のときにおっしゃっていただきましたが、県民に十分理解していただいて、県民と共に力強い応援ができるような大会にしていきたいと思っておりますので、もう一度、その意味も込めて県民、国民に対して発信をしていただけたらありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 2点質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、国体競技会を安全・安心に開催するために、市町とどのよう

に連携して取り組んでいくかということについての答弁でございます。

国体競技会におきましては、コロナ禍におきまして、かねてから競技会運営における安全・安心の確保について、市町から様々不安の声を寄せられておりました。こうしたことから、本県では、日本スポーツ協会などのガイドラインを参考に、令和2年11月三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインを策定したところです。このガイドラインの中では、マスク着用、手洗い・手指消毒など選手や監督に求めることに加えまして、主に高校生に協力いただきます競技補助員の削減や監督会議・開始式の規模縮小といった独自の対策を実施するなど、新型コロナウイルスの感染状況に合わせ、適宜、改正を行ってきたところです。

今回、東京2020オリンピック・パラリンピックの感染対策や日本スポーツ協会の新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針も参考にしながら、6月7日に当ガイドラインの見直しを行い、動線分離の徹底や、会場内における観客と選手のエリアを分けるゾーニングの実施などについても改正を行いました。具体的には、選手用と一般用の受付を離れた場所にするかどうか、可能な限りそれぞれのゾーンのところにコーンとかロープで区切るかどうか、選手と観客が一定時間、近接した場所にとどまる時間を避けるといった防止対策を実施することとしています。

今後も、引き続き東京オリパラをはじめとした大規模スポーツイベントが新たな対策を立てている場合には、その情報収集を行い、これら対策の導入要否を検討するなど、適宜ガイドラインの改正を行ってまいりたいと思います。また、改正を行う場合にはこれまでと同様にガイドライン改定の作業過程で、できる限り市町の御意見をお聞きしながら改定することとし、市町にとって過度の負担となったり、対応困難な取組を求めるといったことのないように留意したいと思います。さらに、改正を行いました場合には、その都度、市町や競技団体に対して説明会を開催し、具体的な対策内容を丁寧に聴き取りながら、安全・安心な競技会の開催に向けて、市町や競技団体と共に万全な感染防止対策を取れますよう準備を進めてまいりたいと考えています。

それから、2点目の県民の不安にどう応えていくかという話であります、この間、舘議員の場面で、知事、私から申し述べさせていただいた対策と少しかぶりますので、少し簡略に申し上げますと、申し上げました対策をいかに県民の皆さん方に丁寧にもまめに分かりやすく情報発信し、分かっていたできるようにするか、そうすることによって不安を軽減し、安心して見守っていただけるようにするかということが大事だと思っておりますので、例えば、新聞や広報紙、テレビなどいろんなツールを使いながら、機会を捉えてガイドラインなどでお示した対策の周知に努めまして、不安の軽減に努めてまいりたいと考えております。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） 御答弁いただきました。

安心・安全な大会が開催できるように、ひとつ皆さん方の結集した力で進めていただきたいなというふうに思います。

今、国のほうで、新型コロナウイルスワクチン接種を、本当にギアを上げて、今接種に取り組んでおられまして、昨日も企業や大学における職域単位での接種を開始することが可能とすることで、もう申込みが新聞に載ったんですが、6月8日14時現在受け付けたら、414会場の申請があったという話でしたのですが、私もこの数字を聞いてびっくり驚いておるんですけども、国民の皆さん方に、安全・安心、有効なコロナワクチンを一日も早く届けるといふ政府の方針がこうして見えてきているのかなというふうに思います。

それで、三重とこわか国体の話になるんですけども、ぜひ県民が、また国民がしっかりと楽しんでいただけるような国体にするということも大事でありますし、もちろん新型コロナウイルス感染症対策も同時にやっていかなければなりませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私も、国体、楽しみにしております、ぜひ会場へ入って、声援が送れるようなそんな体制になったらすばらしいなというふうに思っています。そのためには、新型コロナウイルスのワクチン接種というのが大きな課題になっ

てきますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

続いて質問を移らせていただきます。

公共建築物の設計・工事監理業務についてということで、質問させていただきますが、過去には、建築設計の専門家である自由民主党県議団の中森議員や服部議員から何度か質問されておりまして、私のような建築の設計には全く縁のない立場で専門的な分野の質問をするのはちょっと気が引けますけれども、ど素人なりに質問したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一般的に、建築設計は、発注者が要求する性能や品質などの条件を基に、設計者が空間構成などを具体化する、こんなふうには建築雑誌に書いてありました。そして、公共建築物は今後何十年にもわたって使われていくため、設計者の資質に大きく左右され、特に国民共有の財産となる官公庁施設などでは、高度な技術や想像力性を持った設計者を選ぶ必要があるとこんなふうには書いてありました。

県が発注している大型建築物、公共施設の設計業務委託は、プロポーザル方式の設計入札が行われております。

公共工事でプロポーザル方式の入札が実施されている業務というのを調べてみましたら、建設コンサルタント業務のほかに、システムに係るコンサルティング業務、語学研修業務、協議資料作成業務、事業史編さん業務、PFI事業に関するアドバイザー業務等ということで、専門的知見が必要でその専門家しかノウハウがない業種に幅広く採用されているとなっております。

このプロポーザル方式の方法は、会計法第29条の3第4項の特定された事業者と会計法令に基づいて契約が締結されるため、競争を許さないこととして、随意契約というふうになっています。今回の質問では、随意契約が悪いと言っているのではなくて、プロポーザル入札にすることによって、県内の建築設計事業者がはじかれているのではないかという、そんな危惧をしております。当局では十分承知されていますので詳しくは申し上げませんが、契約書の条項に、県内設計事務所を締め出すような表記がされており、この

ために実績のない県内設計事務所はどれだけすばらしい発想や熱意があっても、提案さえできない状況になっております。

全国大手の設計コンサルでも事業を始めた頃は、実績もなかったわけですが、その卓越したアイデアとか営業によって、実績を重ねてこられてきて、現在、コロナ禍による県内民間事業も減少している中で、県内事業者育成の観点からもせめて大手設計事務所と県内設計事務所がJVを組めたら、大型公共事業の実績とか経験が積めるのではないかと、そんなことを私、素人なりに思っています。

ほかにも最も優れた選定をするコンペ方式などもあるようですので、県の考え方を伺いたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 公共建築物の設計業務の入札方式についてお答えさせていただきます。

公共建築物の設計業務につきましては、県内企業育成の観点から、県内の建築士事務所に発注することを原則としております。

過去10年間の建築設計業務の発注件数は254件ございますが、そのうち県外の建築士事務所が受注した件数は、子ども心身発達医療センターや松阪あゆみ特別支援学校等の大型建築物の4件のみであり、全体の98%以上を県内の建築士事務所が受注しております。

大型建築物の設計業務の発注に当たりましては、業務の難易度に応じて、公募型プロポーザルや総合評価方式により発注をしております。難易度の高い業務に適用します公募型プロポーザルについては、県内外の建築事務所を対象に公募しており、総合評価方式については、県内の建築士事務所に発注をしております。

御提案いただきました大型建築物の設計JVにつきましては、国の取扱いでは、意匠と意匠といった同じ業務を複数の構成員が共同して行うことは認められておらず、県としても設計JVの導入は責任の所在が不明瞭になることから課題があるという認識をしております。

このことから、大型建築物の設計業務の発注に当たりましては、原則単体企業への発注としますが、県内の建築事務所の参加に配慮した参加条件の設定に努めてまいります。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） プロポーザル方式でも、今、理事から答えていただきましたが、参加条件を少し見直していったら、県内業者でも参加できるというそんなふうにとらせていただいているのでしょうか。

254件、県内での事業を県内事業者が仕事を取っているという話もあつたんですが、数字だけ見ると随分ようけ取っているのやなと感じるんですが、問題はこの大型公共施設の設計ですよ。これの事業に入らないとなかなか県内事業者も成長していきませんし、伸びていくことができないので、経験も積むことはできませんので、しっかりと県内事業者がその設計に参加できるようなアイデアを出していただけたら、それでJVなら十分にやれるかなと思って、今申し上げたんですが、なかなかJVというのは難しいというそんな御回答でした。

災害時における県立学校の被害調査・設計等業務に関する協定書というのが、県内の一般社団法人三重県建築士事務所協会と三重県教育委員会で結ばれております。この公共施設というのは、災害が起きたときには、避難所の一番最たるものになるんですが、避難をするためには、その施設が安全でなければいけません。安全の確認がきちっとできて、初めて避難所として活用できるということになってきます。その安全の確認はどうするんだという、今、教育委員会と交わした県内の建築事務所、ここが審査をして、これなら安全だという非常に責任のある決定を下すわけですよ、災害時に。今の理事の話ですと、三重県内の設計建築士事務所は大きな物件は入るだけの資格もないし、能力もないという判断をされたわけですから、その災害時に県内の建築士事務所協会の所属する設計士さんが、そういった建物の危険度、安全度というものをきちっと把握することはできるんですか、確認します。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 県内の建築事務所におきましても、技術力を持っておられるところがございますので、少なくとも大型建築物の設計業務の発注に当たっては参加ができるように配慮していきたいというふうに考えております。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○**47番（前野和美）** ありがとうございます。

今の理事のお話を聞きまして、一安心をいたしました。

やっぱり地元のいろんな業界、何でもそうなんです、しっかり地元資産を育てていくということが、これは県の役割だと思うんですね。残念なことに、建築設計だけではなく、建設もそうですし、大型建築もそうですよね。ゼネコンとまで言いませんけれども、ゼネコンに匹敵するぐらいの地元業者が育てていただいたら、災害のときにでも安心して対応していただけるんですけど、現実はそのような状況ではありませんので、しっかり地元業者を育てるという方向で皆さん方の知恵を出していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

将来の農業の担い手への農地の集積について、2点、質問をさせていただきますが、まず1点目ですが、担い手への農地集積については、令和元年度と令和2年度の一般質問でも、集積の状況と中間管理機構の取組についてお尋ねさせていただいております。

令和元年度の農地集積は35%程度、令和2年度では40%弱の農地が担い手に集積が進んでいるという、そんな御答弁もいただいております。そこで、ここに農地集積の状況を見ますものをちょっと、（パネルを示す）これを見ていただくと分かるんですが、北海道の91.5%、佐賀県の71.5%、これには遠く及びませんが、三重県はこの表で見ると一番下の方に左側の表の一番下の方に位置しているんですが、これ、順番をずーっと私調べてみましたら、ちょうど20番目に当たります。20番目ということになれば、なかなか努力していただいておりますんだなという、そんな判断ができるのではないかな

と思います。

農地集積や集約に向けた方針をみんなで決める人・農地プラン、この制度が平成24年から進められておりまして、また本制度は平成26年度から農地中間管理事業の推進に関する法律第20条において規定されまして、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として、位置づけられております。

この農地中間管理事業は、県が唯一指定した農地中間管理機構、いわゆる農地バンクが農地の出し手から農地を借り受け、それを受け手となる担い手に貸し付ける農地集積を進める事業として、大いに期待されております。さらに、令和元年度からは、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正されまして、人・農地プランを基にして、円滑に農地集積・集約化が進むよう、より実効性の高い人・農地プランを作成することとして、アンケート調査によりまして、地域の農業者の年代分布や後継者の有無など、地域の状況を把握するとともに、調査で判明した状況を農地地図に落とし込むことによって、地域農業の実態として、また耕作状況を見える化する、それを基にこんなことにするための地域の話合いに活用していただきたいと、こういうことでございます。

加えて、農地集積を加速化するため農地中間管理機構と市町、農業委員会、JA、土地改良区が連携をして、関係者が一体となって取組体制をつくり、現在も進めていただいているというのが現状かと思えます。

ここで、2020年の農林業センサスの三重県の結果概要を説明いたしますと、農業経営体の数は1876経営体で、5年前よりも3割弱減少しています。その一方で、20ヘクタール以上の規模の経営体は5年前よりも4割弱増えております。さきの表でも見ていただいたように、農地集積の成果が見てとれるなという、そんなふうに考えられるわけですが、年齢別基幹的農業従事者は65歳以上が8割を占めておりまして、今後、出し手側の農地が急激に増大することが予想されております。私の住まいをしておりますところでも、担い手農家でも、高齢化を迎えておりまして、現在の自分のつくっている耕作面積だけでも精いっぱい、手が回らないという認定農業者も見受けられ

ます。

そこでお尋ねをするんですが、農地集積を進めるためには、まず、若いしっかりした担い手を育成していくことが大事です。集落単位における農地集積の現状、取組、そして実効性の高い人・農地プランの策定に向けた県の支援についてお聞かせいただきたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、農地集積の現状、また人・農地プランの策定に向けた県の支援状況についてお答えいたします。

水田農業などの農業においては、担い手への農地集積を進め、農地の利用面積を増やすことで、収益の増加とコストの低減を図っていくことが重要です。このため、本県では市町やJAを通じた農地集積に加え、平成26年度から開始された国の農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積を進めています。この結果、令和2年度末の本県の担い手への農地集積率は41.6%となっており、毎年度着実に増加しています。

一方で、農地集積に向け農業者が話し合いを通じて、地域農業の中心となる経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化する人・農地プランについては、県や関係機関で構成し、地域の農林事務所に設置している推進チームが中心となり、集落等における策定を促してきました。また、令和元年度からは、人・農地プランが地域の実情に即したより実効性の高いプランとなるよう、各農家の現状と意向をきめ細かく把握するためのアンケート調査、アンケート結果に基づく農地を集積する担い手と規模を縮小する農家を明確化した農地利用地図の作成、農地中間管理事業や受益者の負担を要しない基盤整備事業等の活用に向けた合意形成、農地を集積していく担い手の集落内外からの確保、育成など、集落における取組を支援しているところです。こうした取組を進めることで、実効性の高い人・農地プランについては、令和3年度末までに県内農業集落の約65%に当たる1309集落における策定を見込んでいます。

今後引き続き、集落等において実効性の高い人・農地プランの策定が促

進されるよう推進チームを中心にプランの策定支援にしっかりと取り組み、担い手への計画的な農地集積につなげてまいります。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） ありがとうございます。

農地集積、言葉では簡単に言えるんですが、非常になかなか現実には難しい。その地域に入っていないと、その地域の現状が分かりませんので、人・農地プランは市町では大きいくりで、市単位全体とか、合併した町なんかでは旧市町単位ぐらいで、人・農地プランをつくっていただいていますので、柔軟な動きは十分できると思います。

ただ、やっぱりどの地域でも課題になるのが、部長、答えていただいたように、担い手ですよ。担い手をいかに育成するかにかかっているんです。この担い手さえ確保できれば、農地集積はそんなに難しいものではないというふうに思います。というのは、農家の高齢化が進んでおりまして、いよいよ出し手ばかりが増えてくるという状況がもう近づいてきていると、そんなふうには私は理解をしておりますので、ぜひ県と、そしてまた市町、JA、土地改良区この辺で知恵を出し合っていていただいて、ぜひ担い手をしっかり育てていただける方向性を出していただきたい、そんなふうには思います。

時間がなくなってまいりましたので、2点目の農地管理事業の今後の推進についてということで、話をさせていただきたいと思います。

3点申し上げますが、農地の貸借を進める制度には、農地中間管理事業以外にもいろんな仕組みがあって、なかなか分かりづらい、どこへ相談してもなかなかいい結果が出てこないというのが、現実、聞こえてきます。

二つ目が、出し手農地を貸し付けたくても、受け手となる担い手が見つからないケース、こんなことがたくさん、現実、あると思います。

3点目が、今後、受け手となる担い手の人数に比べて、出し手の数が増えることは、申し上げたように、多くなるのがもう予想されておりまして、より広域的な担い手への農地集積を進める必要があるというふうに思います。

こんな課題がある中で、国においてもこれまでの農地中間管理事業などに

おける課題などを踏まえて、農地施策の在り方について、検討を進められていると伺っています。こうした課題への対応というのは、なかなか難しいと思いますが、三重県農林水産支援センターも、限られた人材でございますので、貸手が全部そこへ農地を持ち込んだら、なかなか処理できるのではありませんので、その辺も踏まえた県の考え方、聞かせていただけるとありがたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、農地中間管理事業の今後の進め方についてお答えいたします。

平成26年度から開始しました農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置された農地中間管理機構が規模を縮小しようとする農家など、農地の出し手から農地を借り受け、地域農業の担い手となる農業者など農地の受け手に貸し付ける国の事業であり、本県では、公益財団法人三重県農林水産支援センターが機構の役割を担っています。

令和元年度には農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、農地集積のさらなる加速化を進めるための措置として、事務の大幅な簡素化が図られました。

機構では、事務の簡素化で軽減された労力を市町や農業委員会はもとより、JA、土地改良区など農地集積に関係する機関との連携強化に充てながら、農地中間管理事業の推進に取り組んできたところです。

さらに、今後は農地中間管理事業による農地集積を加速させるため、出し手の努力だけでは受け手が見つからない農地についても、機構はもとより関係機関がそれぞれのネットワークを最大限に生かしながら受け手を確保していくきめ細かな取組が必要と考えています。

既にこれまでも、受け手が見つからない農地を、市町が地区内の新規就業者にあっせんして借受けが成立した事例、遊休農地について機構が近隣地区の農業者にあっせんして借受けが成立した事例などの成果が出てきており、こうした優良事例を発信することで、受け手を確保する取組の拡大につなげ

ていきたいと考えています。

一方、国では、現在、人、農地など関連施策の見直しに向けた検討が進められています。

先般、公表された取りまとめには、人・農地プランについて、農地の受け手として認定農業者などと共に中小規模の農業者など多様な経営体を位置づけること、また農地中間管理事業については、機構を軸に関係機関が一体となり、集落等に対して積極的にアプローチしていく手法にすることなどの見直しが盛り込まれています。

今後も引き続き、国の関連施策の見直しに係る検討状況を注視しながら、地域の推進体制のさらなる強化に取り組み、誰もが安心して農地の貸し借り等が進められるよう、農地中間管理事業の活用促進に取り組んでまいります。

〔47番 前野和美議員登壇〕

○47番（前野和美） もう終わりですが、昔の土地改良を成し遂げたときのような強者がなかなか田舎にも高齢化が進んで、おってもらわないのがなかなか土地が動かない一つの原因にもなっていると思います。ですから、今の若い人たちにしっかりと後のことを考えていただくようなそんな状況もつくっていただいて、前に進めるように、ひとつよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。終わります。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後 3 時 22 分 休憩

午後 3 時 22 分 開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（青木謙順） 日程第2、議案第104号及び議案第105号を一括して議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

〔石田成生予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（石田成生） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、6月8日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第104号、令和3年度三重県一般会計補正予算（第4号）ほか1件につきましては、去る6月7日該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

議案第104号及び議案第105号を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第104号及び議案第105号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案

第104号及び議案第105号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明10日から13日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明10日から13日までは休会とすることに決定いたしました。

6月14日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（青木謙順） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時25分散会